

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律(令和元年法律第46号)の概要

(令和元年6月19日成立・6月26日公布)

改正の趣旨

児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 児童の権利擁護【①の一部は児童虐待の防止等に関する法律、それ以外は児童福祉法】

- ① 親権者は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこととする。児童福祉施設の長等についても同様とする。
- ② 都道府県(児童相談所)の業務として、児童の安全確保を明文化する。
- ③ 児童福祉審議会において児童に意見聴取する場合においては、その児童の状況・環境等に配慮するものとする。

2. 児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等

(1) 児童相談所の体制強化等【①・⑥・⑦は児童虐待の防止等に関する法律、それ以外は児童福祉法】

- ① 都道府県は、一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置を講ずるものとする。
- ② 都道府県は、児童相談所が措置決定その他の法律関連業務について、常時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとともに、児童相談所に医師及び保健師を配置する。
- ③ 都道府県は、児童相談所の行う業務の質の評価を行うことにより、その業務の質の向上に努めるものとする。
- ④ 児童福祉司の数は、人口、児童虐待相談対応件数等を総合的に勘案して政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。
- ⑤ 児童福祉司及びスーパーバイザーの任用要件の見直し、児童心理司の配置基準の法定化により、職員の資質の向上を図る。
- ⑥ 児童虐待を行った保護者について指導措置を行う場合は、児童虐待の再発を防止するため、医学的又は心理学的知見に基づく指導を行うよう努めるものとする。
- ⑦ 都道府県知事が施設入所等の措置を解除しようとするときの勘案要素として、児童の家庭環境を明文化する。

(2) 児童相談所の設置促進【①は児童福祉法、②・③は改正法附則】

- ① 児童相談所の管轄区域は、人口その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。
- ② 政府は、施行後5年間を目的に、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、施設整備、人材確保・育成の支援等の措置を講ずるものとする。
- ③ 政府は、施行後5年を目的に、支援等の実施状況、児童相談所の設置状況及び児童虐待を巡る状況を勘案し、施設整備、人材確保・育成の支援の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

(3) 関係機関間の連携強化

【①は児童福祉法、②～④・⑤の前段は児童虐待の防止等に関する法律、⑤の後段は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律】

- ① 要保護児童対策地域協議会から情報提供等の求めがあった関係機関等は、これに応ずるよう努めなければならないものとする。
- ② 国及び地方公共団体は、関係地方公共団体相互間並びに市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、学校及び医療機関の間の連携強化のための体制の整備に努めなければならないものとする。
- ③ 児童虐待を受けた児童が住所等を移転する場合に、移転前の住所等を管轄する児童相談所長は移転先の児童相談所長に速やかに情報提供を行うとともに、情報提供を受けた児童相談所長は要保護児童対策地域協議会が速やかに情報交換を行うことができるための措置等を講ずるものとする。
- ④ 学校、教育委員会、児童福祉施設等の職員は、正当な理由なく、その職務上知り得た児童に関する秘密を漏らしてはならないこととする。
- ⑤ D V対策との連携強化のため、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの職員については、児童虐待の早期発見に努めることとし、児童相談所はD V被害者の保護のために、配偶者暴力相談支援センターと連携協力するよう努めるものとする。

3. 検討規定その他所要の規定の整備

- ① 児童福祉司の数の基準については、児童福祉司の数に対する児童虐待相談対応件数が過重なものとならないよう、必要な見直しが行われるものとする。
- ② 児童相談所職員の処遇改善、一時保護所等の量的拡充・一時保護の質的向上に係る方策等に対する国の支援等の在り方について、速やかに検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ③ 民法上の懲戒権の在り方について、施行後2年を目的に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ④ 一時保護その他の措置に係る手続の在り方について、施行後1年を目的に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑤ 児童の意見表明権を保障する仕組みとして、児童の意見を聴く機会の確保、児童が自ら意見を述べる機会の確保、その機会に児童を支援する仕組みの構築、児童の権利を擁護する仕組みの構築その他の児童の権利擁護の在り方について、施行後2年を目的に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑥ 児童福祉の専門知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策について、施行後1年を目的に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑦ 児童虐待の防止等に関する施策の在り方について、施行後5年を目的に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑧ 通報の対象となるD Vの形態及び保護命令の申立をすることができるD V被害者の範囲の拡大、D V加害者の地域社会における更生のための指導等の在り方について、公布後3年を目的に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑨ その他所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和2年4月1日(3②及び⑧については公布日、2(1)②及び⑤の一部については令和4年4月1日、2(2)①は令和5年4月1日。)

体罰等によらない子育てのために
～ みんなで育児を支える社会に ～

令和2年2月

厚生労働省「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」

目次

I	はじめに	3
1	子どもの権利が守られる体罰のない社会へ	3
2	体罰は「やむを得ない」のか	4
3	体罰等によらない子育てを社会で応援.....	4
II	しつけと体罰は何が違うのか.....	5
1	しつけと体罰の関係	5
2	体罰以外の暴言等の子どもの心を傷つける行為.....	6
III	なぜ体罰等をしてはいけないのか	9
1	体罰等が子どもに与える悪影響.....	9
2	子どもが持っている権利.....	10
3	体罰等による悪循環	10
IV	体罰等によらない子育てのために	11
1	体罰等をしてしまう背景.....	11
2	具体的な工夫のポイント.....	12
3	子育てはいろいろな人の力と共に	15
V	おわりに	17
	体罰等によらない子育ての推進に関する検討会 構成員名簿	18
	<文末脚注>	19

I はじめに

1 子どもの権利が守られる体罰のない社会へ

- 児童相談所への児童虐待の相談対応件数は増加の一途をたどっており、子どもの命が失われる痛ましい事件が続いています。の中には、保護者が「しつけ」と称して暴力・虐待を行い、死亡に至る等の重篤な結果につながるものもあります。
- 我が国においては、「しつけのために子どもを叩くことはやむを得ない」という意識が根強く存在します¹。そうしたしつけの名の下に行われる体罰が、徐々にエスカレートし、深刻な虐待を引き起こす事例も多く見受けられます。
- 国際的な動きを見ると、1979年に世界で初めてスウェーデンが体罰を禁止して以降、1990年に発効した児童の権利に関する条約に基づき、58か国(2019年10月末現在)が子どもに対する体罰を法律で禁止しています。我が国も、1994年に児童の権利に関する条約を批准し、条約に基づき設置された国連児童の権利委員会から、1998年から数回にわたり、体罰禁止の法制化とともに啓発キャンペーン等を行うべきとの見解が示されてきました。
- こうしたことを踏まえ、2019年6月に成立した児童福祉法等の改正法ⁱにおいて、体罰が許されないものであることが法定化され、2020年4月1日から施行されます。
- 法律の施行を踏まえ、子どもの権利が守られる体罰のない社会を実現していくためには、一人ひとりが意識を変えていくとともに、子育て中の保護者に対する支援も含めて社会全体で取り組んでいかななくてはなりません。

¹ 公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが実施した調査結果によると、全国の20歳以上の男女2万人の回答者のうち、しつけのために、子どもに体罰をすることに対して、「積極的にすべきである」が1.2%、「必要に応じてすべきである」が16.3%、「他に手段がないと思った時にすべきである」が36.3%、「決してすべきではない」が43.3%であった。(子どもに対するしつけのための体罰等の意識・実態調査結果報告書「子どもの体やこころを傷つける罰のない社会を目指して」2018)

2 体罰は「やむを得ない」のか

- 子どもが思ったとおりに行動してくれず、イライラしたときに、「子どものしつけのためだから仕方ない」として、体罰をしていますか。本当に体罰をしなくてはいけないのか、もう一度考える必要があります。
- 「何度言っても言うことを聞かない」、「痛みを伴う方が理解をする」、「自分もそうして育てられた」など、体罰を容認する意見は未だに存在します。
- しかし、体罰によって子どもの行動が変わったとしても、それは、叩かれた恐怖心等によって行動した姿であり、自分で考えて行動した姿ではありません。子どもの成長の助けにならないばかりか、心身の発達等に悪影響を及ぼしてしまう可能性があり、子どもの健やかな成長・発達において、体罰は必要ありません。
- また、全ての子どもは、健やかに成長・発達することが権利として保障されており、体罰は子どもの権利を侵害します。

3 体罰等によらない子育てを社会で応援

- 今回の法改正による体罰禁止は、親が、痛みや苦しみを利用して子どもの言動を統制するのではなく、体罰等によらない子育てを推進するため、子育て中の保護者に対する支援も含めて社会全体に啓発していくための取組の一環です。
- このとりまとめでは、体罰禁止に関する考え方等を普及し、社会全体で体罰等によらない子育てについて考えていただくとともに、保護者が子育てに悩んだときに適切な支援につながることを目的としています。子育て中の方はもちろん、その周囲の方、教育現場をはじめとした子どもの生活の場で子育て支援に携わる方など、多くの方に読んでいただくことを想定しています。
- また、各地方自治体等においては、このとりまとめを基に、全ての人に、分かりやすく周知・広報いただきたいと考えています。体罰等によらない子育てが応援される社会づくりを進めていきましょう。

Ⅱ しつけと体罰は何が違うのか

1 しつけと体罰の関係

- 親には、子どもの利益のために監護・教育をする権利・義務がありますⁱⁱ。このため、親は、子どもを養育し、教育するためのしつけをしますが、「理想の子どもに育てよう」、「将来困らないようにしっかりとしつけなくては」、「他人に迷惑をかけない子どもに育てなくては」等といった思いから、時には、しつけとして子どもに罰を与えようとすることもあるかもしれません。
- しかし、たとえしつけのためだと親が思っても、身体に、何らかの苦痛を引き起こし、又は不快感を意図的にもたらす行為（罰）である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当し、法律で禁止されますⁱⁱⁱ。これは親を罰したり、追い込むことを意図したものではなく、子育てを社会全体で応援・サポートし、体罰によらない子育てを社会全体で推進することを目的としたものです。
- しつけとは、子どもの人格や才能等を伸ばし、社会において自律した生活を送れるようにすること等の目的から、子どもをサポートして社会性を育む行為です^{iv}。子どもと向き合い、社会生活をしていく上で必要なことを、しっかりと教え伝えていくことも必要です。子どもにしつけをするときには、子どもの発達しつつある能力に合う方法で行う必要があります。体罰で押さえつけるしつけは、この目的に合うものではなく、許されません。どうすればよいのかを言葉や見本を示す等の本人が理解できる方法で伝える必要があります（具体的な工夫のポイントは、P12以降で記載）。

◎ こんなことしていませんか

- ・ 言葉で3回注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた
- ・ 大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた
- ・ 友達を殴ってケガをさせたので、同じように子どもを殴った
- ・ 他人のものを取ったので、お尻を叩いた
- ・ 宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった
- ・ 掃除をしないので、雑巾を顔に押しつけた

→ これらは全て体罰です。

- ただし、罰を与えることを目的としない、子どもを保護するための行為（道に飛び出しそうな子どもの手をつかむ等）や、第三者に被害を及ぼすような行為を制止する行為（他の子どもに暴力を振るうのを制止する等）等は、体罰には該当しません。
- なお、体罰は許されない行為であり、親以外の監護・教育をする権利を持たない者を含む全ての人について、体罰は許されません。

2 体罰以外の暴言等の子どもの心を傷つける行為

- 体罰は身体的な虐待につながり、さらにエスカレートする可能性があります。その他の著しく監護を怠ること（ネグレクト）や、子どもの前で配偶者に暴力を振るったり、著しい暴言や著しく拒絶的な対応をすること（心理的虐待）等についても虐待として禁止されています^v。
- 加えて、怒鳴りつけたり、子どもの心を傷つける暴言等も、子どもの健全な成長・発達に悪影響を与える可能性があります。子どもをけなしたり、辱めたり、笑いものにするような言動は、子どもの心を傷つける行為で子どもの権利を侵害します。

◎ こんなことしていませんか

- ・ 冗談のつもりで、「お前なんか生まれてこなければよかった」など、子どもの存在を否定するようなことを言った
- ・ やる気を出させるという口実で、きょうだいを引き合いにしてけなした
→ 子どもの心を傷つける行為です。

参考：虐待の定義

●身体的虐待

- ・ 打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷、たばこなどによる火傷などの外傷を生じるような行為。
- ・ 首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物をのませる、食事を与えない、戸外に締めだす、縄などにより一室に拘束するなどの行為。
- ・ 意図的に子どもを病気にさせる。 など

●性的虐待

- ・ 子どもへの性交、性的行為（教唆を含む）。
- ・ 子どもの性器を触る又は子どもに性器を触らせるなどの性的行為（教唆を含む）。
- ・ 子どもに性器や性交を見せる。
- ・ 子どもをポルノグラフィーの被写体などにする。 など

●ネグレクト

- ・ 子どもの健康・安全への配慮を怠っているなど。
- ・ 子どもの意思に反して学校等に登校させない。子どもが学校等に登校するように促すなどの子どもに教育を保障する努力をしない（子どもが学校にいけない正当な理由がある場合を除く）。
- ・ 子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など）。
- ・ 食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢など。
- ・ 子どもを遺棄したり、置き去りにする。
- ・ 祖父母、きょうだい、保護者の恋人などの同居人や自宅に出入りする第三者が虐待などの行為を行っているにもかかわらず、それを放置する。 など

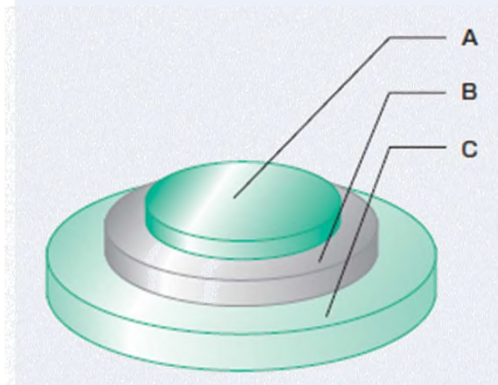
●心理的虐待

- ・ ことばによる脅かし、脅迫など。
- ・ 子どもを無視したり、拒否的な態度を示すことなど。
- ・ 子どもの心を傷つけることを繰り返し言う。
- ・ 子どもの自尊心を傷つけるような言動など。
- ・ 他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする。
- ・ 配偶者やその他の家族などに対する暴力や暴言。
- ・ 子どものきょうだいに、児童虐待を行う。 など

出典・参考：厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」

【コラム】：マルトリートメント (Maltreatment)

「マルトリートメント」とは、「大人の子どもへの不適切な関わり」を意味しており、児童虐待の意味を広く捉えた概念です。



【A（要保護）】レッドゾーン

子どもの命や安全を確保するため児童相談所が強制的に介入し、子どもの保護を要するレベル

【B（要支援）】イエローゾーン

軽度な児童虐待で、問題を重症化させないために児童相談所など関係機関が支援していくレベル

【C（要観察）】グレーゾーン

児童虐待とまではいかないが、保護者の子どもへの不適切な育児について、地域の関係機関等（児童相談所、福祉事務所、市区町村、学校等）が連携して保護者に対して啓発や教育を行い支援していく必要があるレベル

例えば、危険を予測できない大人の不適切な対応として「自転車の補助イスに子どものみを乗せておき、買い物をする」や「高層マンションのベランダに踏み台となるような物が置いてある」、「親のたばこ、ライターを無造作に子どもの手の届くところに置く」等の行為も含まれます。

A（要保護）、B（要支援）のレベルだけでなく、C（要観察）のレベルまで含めたものがマルトリートメントの概念です。

出典：文部科学省「養護教諭のための児童虐待対応の手引」

Ⅲ なぜ体罰等をしてはいけないのか

1 体罰等が子どもに与える悪影響

- 体罰等が子どもの成長・発達に悪影響を与えることは科学的にも明らかになっており、体罰等が繰り返されると、心身に様々な悪影響が生じる可能性があることが報告されています。
- 例えば、親から体罰を受けていた子どもは、全く受けていなかった子どもに比べ、「落ち着いて話を聞けない」、「約束を守れない」、「一つのことに集中できない」、「我慢ができない」、「感情をうまく表せない」、「集団で行動できない」という行動問題のリスクが高まり、また、体罰が頻繁に行われるほど、そのリスクはさらに高まると指摘する調査研究もあります²。
- また、手の平で身体を叩く等の体罰は、親子関係の悪さ、周りの人を傷つける等の反社会的な行動、攻撃性の強さ等との関連が示されており、また、それらの有害さは、虐待に至らない程度の軽い体罰であっても、深刻な身体的虐待と類似しているとする研究結果も見られます³。
- はじめは軽く叩く程度でも、子どもが痛みを受けることに順応する可能性があり、同じ効果を得るために暴力がエスカレートしていき、気付いたときには虐待に発展することもあります。虐待事例において、加害者が「しつけのためだった」と言う事例も存在します。
- このような虐待や体罰、暴言を受けた体験がトラウマ（心的外傷）となって、心身にダメージを引き起こし、その後の子ども達の成長・発達に悪影響を与えます。
- 一方で、その後の適切な関わりや周囲の人々の支援により、悪影響を回復し、あるいは課題を乗り越えて成長することも報告されています⁴。社会全体で子どもが安心できる環境を整え、早期に必要なケアを行うことが重要といえます。

² 藤原武男他「幼児に対する尻叩きとその後の行動問題：日本におけるプロペンシティ・スコア・マッチングによる前向き研究」2017

³ ガーショフ他「手で叩く体罰と子どもの結果：これまでの議論と新しいメタアナリシス」2016

⁴ 公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン「シンポジウム子どもに対する体罰等の禁止に向けて」2017

2 子どもが持っている権利

- 大人に対する叩く、殴る、暴言を言う等の行為が人権侵害として許されないのと同様に、子どももまた、尊厳を有する人権の主体であり、叩く等の行為は人権侵害として許されません。
- 全ての子どもは、健やかに成長・発達し、その自立が図られる権利が保障されることが、2016年の児童福祉法の改正によって明確化され、保護者は、子どもを心身ともに健やかに育成することについて、第一義的責任を負うとされています^{vi}。
- また、全ての国民は、子どもの最善の利益を考え、年齢や成熟度に応じて子どもの意見が考慮されるように努めることとされています^{viiviii}。
- 1990年に発効し、1994年に日本も批准した「児童の権利に関する条約」では、あらゆる形態の身体的・精神的な暴力や不当な取扱い等を防ぐための措置を講ずることとされています^{ix}。子どもへの暴力は子どもの持つ様々な権利を侵害することから、日本でも法律で児童虐待等を禁止しています。
- これらの法律や児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもが心身ともに健やかに成長・発達するためには、体罰等によらない子育てを推進していくことが必要です^x。

3 体罰等による悪循環

- 子どもが言うことを聞いてくれなくて、イライラして、つい、叩いたり怒鳴ったりしたくなることがあるかもしれません。叩かれたり怒鳴られたりすると、大人への恐怖心等から一時的に言うことを聞くかもしれませんが、これは、どうしたらよいのかを自分で考えたり、学んでいるわけではありません。
- このようなやりとりは、根本的な解決にはならず、むしろ子どもに暴力的な言動のモデルを示すことになります。つまり、自分も周りの人に対して同じように振る舞ってよい、と子どもが学ぶきっかけにもなり得ます。
- 子どもが保護者に恐怖心等を抱くと、信頼関係を築きにくくなるため、必要なときに悩みを相談したり、心配事を打ち明けたりすることが難しく

なります。子どもが安心できる場であるはずの家庭が、自分の居場所であると感じられなくなり、対人関係のトラブルや非行、犯罪被害など、別の大きな問題に発展してしまう可能性があります。

IV 体罰等によらない子育てのために

1 体罰等をしてしまう背景

- 子育てを担うことは、大変なことです。子どもに腹が立ったり、イライラしたりすることは、子育て中の保護者の多くが経験するものです。体罰等をしてしまう保護者も様々な思いや悩みを抱えています。例えば、以下のようなことがあるかもしれません。

【子どもの年齢や特性等に関わること】

- ・ 一生懸命子どもに向き合っているのにいつまでも泣き止まない
- ・ 言葉で何度言っても言うことを聞かない、動いてくれない
- ・ 年齢に応じた発達・行動が見られない など

【保護者の心配事や負担感、孤独感等に関わること】

- ・ 自分の仕事や介護、家族関係等でストレスが溜まっている
- ・ 周囲に相談したり頼りにできる人がいない
- ・ 小さい子どもが複数いるが周囲からのサポートが得られない など

【保護者のこれまでの体験や周囲の言動等に関わること】

- ・ 自分自身もそうやって育ってきた
- ・ 大人としてなめられてはいけないと感じている
- ・ 痛みを伴わないと他人の痛みが理解できないと信じている
- ・ 愛情があれば叩いても理解してくれると言われてきた
- ・ 子どもが言うことを聞かないのは、親が甘いからだと言われた など

- こうした様々なことを背景に、日常生活で、子どもが思ったとおりに行動してくれなかったときに、一時的に言うことを聞かせるための手段の一つとして、しばしば体罰が用いられています⁵。

⁵ 公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの実施した調査結果によると、しつけ

2 具体的な工夫のポイント

- 体罰はよくないと分かっているにもかかわらず、いろいろな状況や理由によって、それが難しいと感じられることもあります。一方で、安心感や信頼感、温かな関係が心地よいのは、子どもも大人も同じです。ここでは、体罰等によらない子育てに向けた具体的な工夫について、(1) 子どもとの関わりの工夫、(2) 保護者自身の工夫、の2つの点から考えてみましょう。

(1) 子どもとの関わりの工夫

①子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう

相手に自分の気持ちや考えを受け止めてもらえたという体験によって、子どもは、気持ちが落ち着いたり、大切にされていると感じたりします。これは、子どもも大人と同じです。

異なる考えや意見を持っていたとしても、あなたの考えはそうなのね、とまずは耳を傾けて、その上で、自分は違う考えを持っていることを伝えてみるのも一つです。意見は異なっても、お互いの気持ちや、その後のコミュニケーションに何か変化が生じるかもしれません。子どもに問いかけをしたり、相談をしながら、どうしたらよいかを一緒に考えましょう。

②「言うことを聞かない」にもいろいろあります

子どもの「言うことを聞かない」にもいろいろな理由が考えられます。保護者の気をひきたい、子どもなりに考えがある、言われていることを子どもが理解できていない、体調が悪いなど、様々です。「イヤだ」というのは、子どもの気持ちです。こうした感情を持つこと自体はいけないことではありません。それに対して、保護者の対応もいろいろな方法が考えられます。重要なことでない場合、今はそれ以上やり合わない、というのも一つの方法かもしれません。

のために子どもを叩くことを容認する回答者 12,008 人（全回答者 2 万人）のうち、子どもを叩く理由として、「口で言うだけでは子どもが理解しないから」が 42.8%、「その場ですぐに問題行動をやめさせるため」が 23.6%、「痛みを伴う方が、子どもが理解すると思うから」が 20.6%であった。（子どもに対するしつけのための体罰等の意識・実態調査結果報告書「子どもの体やこころを傷つける罰のない社会を目指して」2018）

③子どもの成長・発達によっても異なることがあります

子どもが身の回りのことをできるように、保護者がサポートしたり応援したりすることも大切です。一方で、子どもの年齢や成長・発達の状況によって、できることとできないことがあります。また、大人に言われていることが理解できず、結果として「言うことを聞かない子」と見えることもあります。それぞれの子どもによって成長・発達の状況にも差があることを理解することも大切であり、そのばらつきによって子ども自身が困難を抱えているときは、それに応じたケアが必要なこともあります。

④子どもの状況に応じて、身の周りの環境を整えてみましょう

乳幼児の場合は、危ないものに触れないようにするなど、「触っちゃダメ!」と叱らないでよい環境づくりを心がけましょう。子どもに触られたくないものは、見えないところや届かないところにしまうなど、環境を変えることで、イライラすることが減ることもあります。

また、子どもが困った行動をする場合、子ども自身も困っていることがあります。例えば片付けをしない場合、何をどこに置いたらよいか分かると、自分で片付けがしやすくなるかもしれません。

⑤注意の方向を変えたり、子どものやる気に働きかけてみましょう

子どもはすぐに気持ちを切り替えるのが難しいこともあります。時間的に可能なら、待つことで子どもの気持ちや行動が変化するかもしれません。難しければ、場面を切り替えること（家から出て散歩をする等）で注意の方向を変えてみてもよいでしょう。

課題に取り組むことが難しい等の場合は、子どもが好きなことや楽しく取り組めることなど、子どものやる気が増す方法を意識してみましょう。

⑥肯定文でわかりやすく、時には一緒に、お手本に

子どもに伝えるときは、大声で怒鳴るよりも、「ここでは歩いてね」など、肯定文で何をすべきかを具体的に、また、穏やかに、より近づいて、落ち着いた声で伝えると、子どもに伝わりやすくなります。

また、子どもは、大人の姿からいろいろなことを学びます。「一緒におもちゃを片付けよう」と共に行うことで、やり方を示したり教えたりすることもできます。静かにしていなくてはならない場所に行くときは、小さな

声で話す練習をしてみる等も一つの方法です。「こんにちは」、「ありがとう」といった挨拶も大人が日頃から意識することで、子どもも自然に覚えていきやすくなります。

⑦ 良いこと、できていることを具体的に褒めましょう

子どもの良い態度や行動を褒めることは、子どもにとって嬉しいだけでなく、自己肯定感を育むことにもなります。日常生活の中でも、「靴をそろえて脱いでいるね」など、肯定的な注目を向けることで、その態度や行動が増えることにもつながります。結果だけではなく、頑張りを認めることや、今できていることに注目して褒めることも大切でしょう。

さらに、子どもの態度や行動を褒めるときは、何が良いのかを具体的に褒めると、子どもにより伝わりやすくなります。また、すぐに褒めるのが一番効果的ですが、寝る前等の落ち着いたタイミングでも大丈夫です。

(2) 保護者自身の工夫

- これまで見てきたように、子育てはストレスが溜まることもあり、また、子育て以外でもストレスは溜まるものです。否定的な感情が生じたときは、まずはそういう気持ちに気づき、認めることが大切です。そして、それは子どものことが原因なのか、自分の体調の悪さや忙しさ、孤独感など、自分自身のことが関係しているのかを振り返ってみると、気持ちが少し落ち着くことがあるかもしれません。
- もし、子どものことより、自分の状況（時間や心に余裕がない等）が関わっているときは、深呼吸して気持ちを落ち着けたり、ゆっくり5秒数えたり、窓を開けて風にあたって気分転換するなど、少しでもストレスの解消につながりそうな自分なりの工夫を見つけられるとよいでしょう。時には保護者自身が休むことも、大切です。
- 子どもと関わる中でいろいろな工夫をしても、上手くいかないこともあります。そのようなときは、周囲の力を借りると解決することもあります。例えば、市区町村の子育て相談窓口や保健センター、NPO、企業等の様々な支援（ファミリーサポート、家事代行サービス等）を検討するのも一つです。勇気をもってSOSを出すことで、まだ気付いていない支援やサービスに出会えたり、それによって疲れやイライラが軽減したりするかもしれません。

3 子育てはいろいろな人の力と共に

- 子育てを頑張るのは、とても大変なことです。子どもを育てる上では、支援を受けることも必要であり、市区町村等が提供している子育て支援サービスを積極的に活用しましょう。子育ての大変さを保護者だけで抱えるのではなく、少しでも困ったことがあれば、まずは、お住まいの市区町村の子育て相談窓口や保健センター等にご連絡下さい。
- 例えば、市区町村の実施している乳幼児健診等の健診時や、乳幼児全戸訪問等の機会にも相談することができます。また、児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いち・はや・く）」や児童相談所相談専用ダイヤル「0570-783-189（なやみ・いち・はや・く）」等も利用が可能です。
- また、子育てには、気力・体力をととても使います。そのため、困ってから相談に行こうと思っても、その気力が湧かなくなってしまうこともあります。落ち着いているときに、地域子育て支援拠点⁶など、子どもを連れて出かけられる場所に出かけてみることも一つの方法です。子育ての不安等を話すことで気分転換になり、気になること等を気軽に相談できる関係ができるかもしれません。
- 周囲の親族や地域住民、NPO、保育等の子育ての支援者、保健・医療・福祉・教育現場等で子育て中の保護者に接する方は、子育て中の保護者が孤立しないようにサポートしていくことが大切です。保護者だけで抱え込まないように、声かけや支援を行い、市区町村や児童相談所等とも連携をして、社会全体で支えていく必要があります。

⁶ 児童福祉法に基づき、市区町村等が、公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で実施している事業。子育てひろばや子育て支援センター等とも呼ばれ、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場として提供している。

【コラム】：こんなときどうする ～具体的な工夫の例～

○ 出かける時間になっても支度をしない

声かけ
の例

「出かける時間だね。そろそろこの服に着替えよう」
（着替えられたら）「自分でちゃんと着替えられたね。じゃあ、次はカバンを持ってきてね」

「支度」とひとくくりに声かけしてしまうと、何からやってよいか分からないことがあります。やることを区切って、やりやすいことから具体的に伝えましょう。また、できたことに注目してそれを伝える（できれば、「自分で頑張って着替えられたね」と具体的に褒める）ことも有効です。

○ 座ってほしいときに座ってくれない

声かけ
の例

「床か、この椅子か、どちらかに座ってね」

子どもにも意思があるので、指示されてばかりだと、反発したくなることもあります。特に、自分でやりたい、という自我が芽生える幼児期は、子どもが選べるように複数の選択肢を提示して、子どもの意思を尊重するのも一つの方法です。

○ よく忘れ物をしてしまう

声かけ
の例

「忘れ物を減らす方法を一緒に考えよう」

望ましくない行動があるときに、それを批判するのではなく、その行動に関係しそうなことを変えてみることもできます。例えば、忘れないように、大事な持ち物は、「玄関の真ん中に目立つように置いておく」、「持ち物リストを作って見える化する」等の工夫があります。

V おわりに

- 2020 年 4 月に児童福祉法等の改正法が施行され、体罰が許されないものとして法定化されます。しかし、法律で体罰が禁止されたからといって、すぐに体罰のない社会が実現できるわけではありません。
- 世界で最初に体罰禁止を法定化したスウェーデンでも、長い時間をかけて、社会全体で認識を共有し、体罰によらない子育てを推進していきしました。法律が変わったことはゴールではなく、これから、一人ひとりが意識して社会全体で取り組んでいく必要があります^{xixii}。
- 子どもが健やかに成長・発達するためには、体罰等に対する意識を一人ひとりが変えていかなくてはなりません。同時に、保護者が孤立せず、子どもが育ちやすい社会であるために、体罰等を容認しない機運を醸成するとともに、寛容さを持って子どもの成長に温かいまなざしを向け、社会全体で子育てを行っていく必要があります。このとりまとめが、体罰等のない社会の実現の一助となることを願っています。

体罰等によらない子育ての推進に関する検討会 構成員名簿

(五十音順、敬称略)

- 大日向 雅美 恵泉女学園大学 学長
- 高祖 常子 認定NPO法人 児童虐待防止全国ネットワーク 理事
- 立花 良之 成育医療研究センター こころの診療部 乳幼児メンタルヘルス診療科 診療部長
- 福丸 由佳 白梅学園大学 子ども学部 教授
CARE-Japan 代表
- 松田 妙子 NPO法人 せたがや子育てネット 代表理事
- 森 保道 日本弁護士連合会 子どもの権利委員会委員・幹事
- 山田 和子 四天王寺大学 看護学部 教授
- ：座長

<文末脚注>

ⁱ 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 46 号）による改正後の児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）
（傍線部分が改正部分）

（親権の行使に関する配慮等）

第 14 条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法（明治 29 年法律第 89 号）第 820 条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。

ⁱⁱ 民法（明治 29 年法律第 89 号）

第 820 条 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

第 822 条 親権を行う者は、第 820 条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。

※ 監護・教育は子どもが一人前の社会人に育成されるためのものであり、監護は主として肉体的成育を図ることを意味するのに対し、教育とは精神的発達を図ることを意味する、と説明されることがある。（参照：松川正毅・窪田充見 編「新基本法コンメンタール 親族」2019）

ⁱⁱⁱ 国連児童の権利委員会の一般的意見においては、「どんなに軽いものであっても、有形力が用いられ、かつ、何らかの苦痛または不快感を引き起こすことを意図した罰」（8 号 11 項）と定義されており、具体例として「手または道具——鞭、棒、ベルト、靴、木さじ等——で子どもを叩く、蹴ること、子どもを揺さぶったり放り投げたりする、引っかく、つねる、かむ、髪を引っ張ったり耳を打ったりする、子どもを不快な姿勢のままでいさせる、薬物等で倦怠感をもよおさせる、やけどさせる、または強制的に口に物を入れる（たとえば子どもの口を石鹼で洗ったり、辛い香辛料を飲み込むよう強制したりすること）など」（同項）が示されている。

^{iv} 児童の権利に関する条約（平成 6 年条約第 2 号）

第 5 条 締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

第 29 条 (抄)

1 締約国は、子どもの教育が次の目的で行われることに同意する。

- (a) 子どもの人格、才能ならびに精神的および身体的能力を最大限可能なまで発達させること。
- (b) 人権および基本的自由の尊重ならびに国際連合憲章に定める諸原則の尊重を発展させること。
- (d) すべての諸人民間、民族的、国民的および宗教的集団ならびに先住民間の理解、平和、寛容、性の平等および友好の精神の下で、子どもが自由な社会において責任ある生活を送れるようにすること。

v 児童虐待の防止等に関する法律

第 2 条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18 歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前 2 号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。第 16 条において同じ。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

vi 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

第 1 条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されることが、その生活を保障され、愛され、保護され、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第 2 条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

- ② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。
- ③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

vii 児童の権利に関する条約

第2条

- 1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。

第3条

- 1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

第6条

- 1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
- 2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

第12条

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

viii 国連児童の権利委員会の一般的意見において、「子どもがもっとも若い年齢から自由に意見を表明でき、かつそれを真剣に受けとめてもらえる家庭は重要なモデルであり、かつ、より幅広い社会において子どもが意見を聴かれる権利を行使するための準備の場である。子育てに対するこのようなアプローチは、個人の発達を促進し、家族関係を強化し、かつ子どもの社会化を支援するうえで役に立つとともに、家庭におけるあらゆる形態の暴力に対して予防的役割を果たす」(12号90項)とされている。

ix 児童の権利に関する条約

第19条

- 1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取(性的虐待を含む。)からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。

x 国連児童の権利委員会の一般的意見において、「家庭内の子どもの体罰を禁止するために法改正を行なう第一の目的は、予防にある。すなわち、態度と慣行を変え、平等な保護に対する子どもの権利を強調するとともに、子どもを保護し、かつ積極的な、非暴力的なおよび参加型の形態の子育てを促進するための、曖昧さの残る余地のない基盤を整え

ることによって、子どもに対する暴力を防止することである」(8号38項)とされており、第4回・第5回の総括所見において、「意識啓発キャンペーンの強化、並びに肯定的、非暴力的かつ参加型の形態の子育て及びしつけの推進によるものを含め、あらゆる環境において実質的な体罰を無くすための措置を強化すること」(26(b))が要請されている。

- ^{xi} 国連児童の権利委員会の一般的意見において、「体罰が伝統的に広く受け入れられてきたことにかんがみ、それを禁止するだけでは、態度および慣行の必要な変化を達成することはできないであろう。保護に対する子どもの権利およびこの権利を反映する法律についての、包括的な意識啓発が必要である」(8号45項)とされている。

^{xii} 児童の権利に関する条約

第42条 締約国は、適当かつ積極的な方法でこの条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する。

子 発 0221 第 6 号
障 発 0221 第 1 号
令和 2 年 2 月 21 日

各〔都 道 府 県 知 事〕
〔指 定 都 市 市 長〕 殿
〔児童相談所設置市市長〕

厚生労働省子ども家庭局長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「体罰等によらない子育てのために」の周知・啓発について

児童相談所への児童虐待の相談対応件数は増加の一途をたどっており、子どもの命が失われる痛ましい事件が続いている。この中には、保護者が「しつけ」と称して暴力・虐待を行い、死亡に至る等の重篤な結果につながるものもある。こうしたことを踏まえ、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 46 号）において、体罰が許されないものであることが法定化され、本年 4 月から施行される。

このため、昨年 9 月に子ども家庭局長の下で「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」を開催し、議論を行ってきた。本年 2 月 18 日には、本検討会において、改正法により新たに規定される「体罰」の範囲やその禁止に関する考え方、体罰等によらない子育ての推進策等を、国民に分かりやすく説明するため、「体罰等によらない子育てのために」をとりまとめた（とりまとめの内容は別添参照）。

このとりまとめは、保護者を罰したり、追い込んだりすることが目的ではなく、体罰等によらない子育てを社会全体で推進していくことを目的としており、妊娠期から子育て期の保護者を中心に、保護者以外の親族、地域住民、保護者に対して支援を行う者等に読んでいただくことを想定している。各地方自治体においては、内容を御了知いただくとともに、本とりまとめの内容について、具体的な相談窓口や支援内容も併せて広く周知・啓発いただくようお願いする。加えて、都道府県におかれては、管内市区町村に対する周知をお願いする。

また、児童相談所長、児童福祉施設の長、ファミリーホームの養育者及び里親

に対しても、研修等の機会を利用して周知・啓発するとともに、養子縁組民間あっせん機関に対しては、養親候補者研修等において養親候補者等に周知・啓発いただけるよう、周知をお願いする。

なお、現在、本とりまとめの内容について、国民に分かりやすく周知・啓発をするためのポスター、リーフレット等を作成しているところであり、これらは完成し次第、別途送付する予定である。

(参照条文)

○ 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）（抄）【令和 2 年 4 月 1 日時点】

（親権の行使に関する配慮等）

第 14 条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法（明治 29 年法律第 89 号）第 820 条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。

2 （略）

○ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抄）【令和 2 年 4 月 1 日時点】

第 33 条の 2 （略）

② 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置を採ることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

③・④ （略）

第 47 条 （略）

② （略）

③ 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

④・⑤ （略）

児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（案）について（概要）

1. 改正の趣旨

第 198 回通常国会で成立した児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 46 号。以下「児童福祉法等改正法」という。）の施行（令和 2 年 4 月 1 日施行分）に伴い、必要な政令の整備を行うもの。

2. 改正の概要

（1）児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）の一部改正（第 1 条関係）

① 児童心理司の配置標準の新設

児童福祉法等改正法において、心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる児童相談所の所員の数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする事とされた。本基準について、これまで、児童相談所運営指針（平成 2 年 3 月 5 日付け児発第 133 号厚生省児童家庭局長通知）において、「児童福祉司 2 人につき 1 人以上配置することを標準とすること」としており、これを踏まえて配置されている実態を踏まえ、児童福祉司（里親養育支援担当児童福祉司及び市町村支援児童福祉司を除く。以下同じ。）2 人につき 1 人以上（※）を児童心理司の配置標準とする（第 1 条の 3）。

※ 児童虐待防止対策体制総合強化プラン（平成 30 年 12 月 18 日児童虐待防止対策に関する関係省庁連絡会議決定）を踏まえて、令和 6 年 3 月 31 日までの間は児童福祉司 3 人につき 1 人以上を配置標準にするよう経過措置を設ける。

② 一時保護所を設置した際の報告規定の新設

児童福祉法等改正法附則第 7 条第 1 項において、政府は、速やかに、一時保護所等の量的拡充や、一時保護の質的向上に係る方策等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされた。このことを踏まえ、現行、児童相談所を新たに設置した際に厚生労働大臣に報告することとなっているところ、一時保護所を新たに設置した場合も報告を行うこととする規定を新設する（第 2 条第 2 項）。

③ 大都市特例に関する規定の整備

児童福祉法等改正法において追加された児童相談所の事務を、児童相談所設置市に適用するに当たって、読替え対象の規定の改正に伴う文言の手当など、所要の規定の整備を行う（第 45 条の 3）。

（2）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）の一部改正（第 2 条関係）

児童福祉法等改正法において追加された児童相談所の事務を、指定都市に適用するに当たって、（1）③に準じた所要の規定の整備を行う（第 174 条の 26）。

（3）その他所要の改正

3. 根拠規定

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条の 3 第 7 項、第 12 条の 5、第 13 条第 7 項及び第 59 条の 4 第 1 項並びに地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項

4. 施行期日等

公布日：令和 2 年 3 月中旬（予定）

施行日：令和 2 年 4 月 1 日

児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令（案）について（概要）

1. 改正の趣旨

第 198 回通常国会で成立した児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 46 号。以下「児童福祉法等改正法」という。）及び令和 2 年 4 月 1 日施行予定の児童虐待防止法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令案（以下「児童福祉法施行令等改正令案」という。）の施行に伴い、関係省令について必要な規定の整備を行うとともに、小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）の質の向上のため、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）等を改正する。

2. 改正の概要

（1）ファミリーホームの養育者の要件の追加（児童福祉法施行規則第 1 条の 31）

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 3 条の 2 に規定する家庭と同様の環境における養育の推進に資するよう、家庭と同様の養育環境であるファミリーホームの質を高めるため、ファミリーホームの養育者については、現行の資格要件に上乘せして、児童福祉法第 6 条の 4 第 1 号に規定する養育里親であることを要件とする。

（2）一時保護所の設置等を行った際の報告に関する規定の整備（児童福祉法施行規則第 3 条の 2）

児童福祉法等改正法を受けて、児童福祉法施行令等改正令案において、一時保護所を新たに設置し、又はその設備を変更した場合、厚生労働大臣への報告を求めることとする予定である。このため、一時保護所の設置に関して報告すべき事項として入所定員及び事業開始の年月日、設備の変更に関して報告すべき事項として変更後の入所定員の報告を求めることとする。

（3）その他所要の規定の整備

3. 根拠規定

児童福祉法第 6 条の 3 第 8 項及び児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 2 条第 2 項

4. 施行期日等

公布日：令和 2 年 3 月下旬（予定）

施行日：令和 2 年 4 月 1 日

法的対応機能強化事業【拡充】

【令和2年度予算案】 183億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

概要

- 3月の関係閣僚会議で決定した「児童虐待防止対策の抜本的強化について」において、弁護士に係る体制整備に必要な財政支援等の拡充を図ることとしている。

（児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）（抜粋））

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

（1）児童相談所の体制強化

- ② 児童相談所において常時弁護士による指導又は助言の下で対応するための体制整備
 - ・ 児童相談所が措置決定その他の法律関連業務について、常時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
 - ・ 併せて、関係団体の協力も得た採用活動や研修の充実、弁護士に係る体制整備に必要な財政支援等の拡充を図る。その際、より速やかに体制整備が図られるような支援を行う。

- また、第198回通常国会で成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）」においても、「法律に関する専門的な知識経験を必要とするものについて、常時弁護士による助言又は指導の下で、適切かつ円滑に行うため、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする」としており、弁護士配置を促進する必要がある。

（児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律

児童福祉法第12条 略

- ④ 都道府県は、児童相談所が前項に規定する業務のうち第二十八条第一項各号に掲げる措置を採ることその他の法律に関する専門的な知識経験を必要とするものについて、常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。

拡充内容

- ・ 児童相談所において、法的な知見を踏まえた対応ができることは重要であることから、第198回通常国会で成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）」において、法律に関する専門的な知識経験を必要とする業務について、常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うこととした。
- ・ 今後更なる弁護士の配置を促進し、常時必要な法的助言を受けられる体制確保のために補助を拡充する。

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額（案）】 1 児童相談所当たり 7,822千円（1名分） → 7,822千円（1名分） + 加算7,822千円（1名分）

※常勤的職員を配置又は常勤職員の配置に向けて取組を行う場合（実施しない場合7,822千円）

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

児童福祉司等専門職採用活動支援事業【拡充】

概要

【令和2年度予算案】183億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

- 3月の関係閣僚会議で決定した「児童虐待防止対策の抜本的強化について」において、弁護士に係る体制整備に必要な財政支援等の拡充、児童福祉司、児童心理司、保健師等について計画的に人材確保のため、採用活動に関する支援の拡充を図ることとしている。

（児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）（抜粋）

- 3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

（1）児童相談所の体制強化

- ② 児童相談所において常時弁護士による指導又は助言の下で対応するための体制整備

・児童相談所が措置決定その他の法律関連業務について、常時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。

・併せて、関係団体の協力も得た採用活動や研修の充実、弁護士に係る体制整備に必要な財政支援等の拡充を図る。その際、より速やかに体制整備が図られるような支援を行う。

- ⑥ 新プランに基づく児童福祉司の2000人増等に向けた支援の拡充

・新プランに基づき、児童福祉司、児童心理司、保健師等について、計画的に人材確保が進むよう、採用活動に関する支援や関係団体への働きかけ等、必要な支援の更なる拡充を図る。

- また、第198回通常国会で成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）」においても、「法律に関する専門的な知識経験を必要とするものについて、常時弁護士による助言又は指導の下で、適切かつ円滑に行うため、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする」としており、弁護士配置を促進する必要がある。

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律

児童福祉法第12条 略

- ④ 都道府県は、児童相談所が前項に規定する業務のうち第二十八条第一項各号に掲げる措置を採ることその他の法律に関する専門的な知識経験を必要とするものについて、常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。

拡充内容

- ・ 3月の関係閣僚会議で決定した「児童虐待防止対策の抜本的強化について」及び第198回通常国会で成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）」を踏まえ、今後更なる弁護士の配置又は準ずる措置を促進及び更なる体制確保のため、児童福祉司以外の専門職の採用活動を行う場合の加算を創設する。なお、加算については、2年間限定で行う。

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額（案）】1自治体当たり 4,182千円 → 4,182千円（児童福祉司の採用活動分）
+ 3,528千円（児童福祉司以外の専門職採用活動分）

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

弁護士配置に関する取組事例

名古屋市の取組

- 児童虐待対応件数の増加に伴い、法的に複雑・困難なケースも増加したことから、児童虐待相談をはじめとした要保護児童に関する法的対応力を強化するため、常勤弁護士を配置している。
平成27年度に中央児童相談所、平成28年度に西部児童相談所に配置した後、平成30年度の東部児童相談所開設に合わせ配置し、**3か所の児童相談所全てに常勤の弁護士を配置**している。
- 常勤弁護士の配置により、
 - ①一時保護の現場に同行し、保護者や子ども、関係機関への法的根拠を丁寧に説明できること、その後の支援が円滑に進む。
 - ②日常的に法律相談や研修を受けることで、職員の安心感とスキルが高まる。
 - ③相談受理から援助方針の決定まで一貫して関わることができ、問題の整理の仕方、調査や面接、記録の書き方など早い段階から法的措置を見据えた対応ができるようになる。

(参考)常勤弁護士の主な業務内容

- | | | |
|----------------|---------------|--------|
| ○家事審判関連 | ○行政処分等支援 | ○法務相談等 |
| ・ 一時保護延長承認申立 | ・ 一時保護を行う際の同行 | ・ 法律相談 |
| ・ 施設入所承認請求 | ・ 行政不服申立対応 | ・ 研修講師 |
| ・ 親権喪失、親権停止申立 | | |
| ・ 臨検捜索の許可状請求 | | |
| ・ 未成年後見人選任申立 | | |
| ・ 協同面接対応 | | |
| ・ 触法・ぐ犯少年の家裁送致 | | |

医療的機能強化等事業（医療的機能強化事業）【拡充】

【令和2年度予算案】183億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

概要

- 3月の関係閣僚会議で決定した「児童虐待防止対策の抜本的強化について」において、日常的に医師とともに対応できる体制の整備について、必要な財政支援等の拡充を図ることとしている。

（児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）（抜粋）

- 3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

（1）児童相談所の体制強化

- ③ 児童相談所における医師・保健師の配置の義務化

- ・ 児童相談所に、医師及び保健師のいずれもの配置を義務化する。

- ・ 併せて、関係団体の協力も得た採用活動や研修の充実、医師・保健師の配置や日常的に医師とともに対応できる体制の整備について、必要な財政支援等の拡充を図る。その際、医師等に係る児童相談所の体制整備と併せ、小児科医、精神科医、法医学者など事案に即した専門性を有する医療関係者との連携体制の強化を図る。

- また、児童福祉法改正法の附帯決議においても、医師等の医学的知見に基づく意見等が十分に勘案されるようにすることと明記されたことから、地方自治体における地域の医療機関との連携を図るとともに、児童相談所等内における医学的知見に基づく意見等が十分に勘案されるような体制確保を促進する必要がある。

（児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

（衆議院） 四 医師、歯科医師その他の医療従事者から児童虐待に関する通告又は児童相談所の対応に対して意見等があった場合には、その医学的知見に基づく意見等が十分に勘案されるようにすること。

また、地域の医師会等と協力して研修等を実施するなど、医師等の児童虐待対応の向上に努めること。

（参議院） 四

医師、歯科医師その他の医療従事者から児童虐待に関する通告又は児童相談所の対応に対して意見等があった場合には、その医学的知見に基づく意見等が十分に勘案されるようにすること。また、地域の医師会等と協力して研修等を実施するなど、医師等の児童虐待対応の向上に努めること。さらに、児童虐待の発見のため必要な知識・技術を十分に有する医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師の確保、養成に努めること。

拡充内容

- ・ 医師等の医療従事者は、児童虐待の発見のために必要な知識・技術を有していることから、日常的に連携を図る必要があることから、第198回通常国会で成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）」において、児童相談所に医師及び保健師を配置することとした。
- ・ 児童相談所では対応しきれない医学的判断・治療が必要となるケースに迅速かつ適切に対応するため、地域の医療機関と連携しながら対応するだけでなく、児童相談所等において医師を配置することが可能となるよう、補助の拡充を行う。

【実施主体】 都道府県、市町村

【補助基準額（案）】 1自治体当たり 747千円 → 7,842千円

※常勤的職員を配置又は常勤職員の配置に向けて取組を行う自治体の場合（実施しない場合748千円）

【補助率】 国：1/2、都道府県、市町村：1/2

医師の配置に関する取組事例

横浜市の取組

- 従前より、中央児童相談所に担当部長又は担当課長として精神科医を常勤医として配置してきたが、児童虐待防止法施行を契機に、各児童相談所への常勤医師配置が行われ、現在では4か所ある児童相談所それぞれに常勤医師を配置している。

【常勤医師配置の効果】

- ①児童虐待初期対応の関与として、
 - ・ 保育所・学校などから傷や痣があるとの身体虐待の通告を受理した際に、子どもを一時保護する対応をとることが多くあるが、保護した子どもの全身状態を診察し、医療機関の受診が必要かどうかの判断を行う。
 - ・ 性的虐待対応において、子どもの見立て、協同面接、系統的全身診察への関与、機関連携、子どもへの支援に大きな役割を果たす。
- ②継続的支援に関する役割として、
 - ・ 虐待を受けた子どもの愛着の障害、トラウマ関連性障害の見立てを行う。
 - ・ 虐待を受けた子どもは、人との適切な距離がとれない愛着に関する障害やPTSD関連症状を呈することが多くあるが、児童福祉司、児童心理司とともに見立てを行い、支援を行うことができる。
- ③直接支援以外の役割として、
 - ・ 職員研修等で医学的知識、虐待の見立てなどの知識を伝えることができる。初任者研修から専門的な研修（関係機関への研修含む。）まで様々な形で関与できる。
 - ・ 横浜市では基幹病院のネットワーク会議を行っているが、児童相談所の医師の立場から、医療機関と児童相談所の円滑な連携のために必要な事項の協議、事例検討を行い、市域全体の対応力向上につなげている。

改正法に基づく検討状況

- 令和元年に成立した児童福祉法等改正法の検討規定に基づき以下の対応等を行う。

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
①国と地方との協議の場の開催(※) ※中核市等の見相設置促進、人材確保等の検討のため、WGを設置。	8月2日 ▲ 協議の場			
②体罰禁止	9月3日 ▲ 検討会	▲ 周知 施行		
③職員の資格の在り方 その他資質の向上策の検討	9月10日 ▲ 資質向上WG		施行後一年	
④一時保護等の手続きの在り方の検討	実態把握	検討の場		
⑤子どもの権利擁護に関する検討	調査研究 12月19日 ▲	施設等でのモデル実施 権利擁護WT等		施行後二年
民法「懲戒権」の検討（法務省）	6月20日 ▲ 法制審議会	(中間試案・パブリックコメント)		

児童虐待防止対策に係る体制強化の在り方に関する協議の場

改正法の規定等に基づき、児童虐待の防止に向けた課題を整理し、**国、都道府県及び市区町村における体制の強化**を進めるため、児童虐待防止対策に係る体制強化の在り方に関する協議の場を設置。さらに、個別の論点について検討を行うために2つのワーキンググループを設置。

1. 児童虐待防止対策に係る体制強化の在り方に関するWG

<構成員>

- ・鳥取県、滋賀県、本庄市、さいたま市、中野区、豊田市、舟橋村、那賀町
- ・厚生労働省
- ・オブザーバー：全国知事会、全国市長会、全国町村会

<主な検討課題>

- ・人材の確保・育成・人事の在り方
- ・中核市等における児童相談所設置の効果
- ・中核市等における児童相談所設置の具体的プロセス
- ・都道府県、市町村の連携強化と役割分担 等

- 先進的な取組を実施している自治体から、人材の確保・育成、中核市の児童相談所設置に向けた準備・効果、児童相談所と市町村の連携方策、子ども家庭総合支援拠点の設置プロセス等について、ヒアリングを実施

2. 児童相談所の設置の基準に関するWG

<構成員>

- ・鳥取県、滋賀県、本庄市、さいたま市、豊橋市、大田区
- ・厚生労働省
- ・オブザーバー：舟橋村、那賀町、全国知事会、全国市長会、全国町村会

<設置基準（※）の策定にあたっての主な視点>

- ・人口
- ・地理的条件や交通事情
- ・相談対応件数
- ・市町村との連携 等

※政令で定める設置基準の施行は令和5年度だが、地方自治体における準備期間を考慮した対応が必要。

- 各自治体における児童相談所の現状や設置に関する考え方を議論

体罰等によらない子育ての推進に関する検討会について

設置の趣旨

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号。以下「改正法」といふ。）において、児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他監護及び教育に必要な範囲を超える行為により児童を懲戒してはならないこととされた。

これを受け、体罰の範囲や体罰禁止に関する考え方を示したガイドライン等を作成し、国民や関係者にわかりやすく普及するとともに、保護者に対する支援策もあわせて周知を行うなど、体罰等によらない子育てを推進するための検討を行う。

スケジュール・開催実績

令和元年9月3日 第1回開催
令和元年10月28日 第2回開催
令和元年12月3日 第3回開催

※ パブリックコメントを実施（12月20日～1月18日）

令和2年2月18日 第4回開催 とりまとめ
令和2年4月1日 改正法施行

主な検討事項

1. 体罰禁止の考え方
2. 体罰の範囲等
3. 体罰等によらない子育て推進方策及び保護者への支援策

委員

○ 大日向雅美 恵泉女学園大学 学長
高祖 常子 認定NPO法人 児童虐待防止全国ネットワーク 理事
立花 良之 成育医療研究センター こころの診療部 乳幼児メンタルヘルス診療科 診療部長
福丸 由佳 白梅学園大学 子ども学部 教授
松田 妙子 NPO法人 せたがや子育てネット 代表理事
森 保道 日本弁護士連合会 子どもの権利委員会 委員・幹事
山田 和子 四天王寺大学 看護学部 教授
○座長 (敬称略、五十音順)

子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループについて

設置の趣旨

令和元年6月19日に成立した児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）附則第7条第3項において、政府は、この法律の施行後1年を別途として、この法律の施行の状況等を勘案し、児童の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者についての資格の在り方その他当該者についての必要な資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするなどされている。

これを受け、子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策についての検討を行うため、「社会的養育専門委員会」の下にワーキンググループを設置する。

主な検討事項

子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策

スケジュール

令和元年 9月10日 第1回開催
令和2年 2月19日 第2回開催
令和2年 夏目処 中間的な整理
令和2年 12月 ワーキンググループの議論の整理
その後、社会的養育専門委員会へ報告

委員

委員名	所	属
相澤 仁	大分大学福祉健康科学部 教授	
我妻 元晴	本庄市保健部子育て支援課長	
安部 計彦	西南学院大学人間科学部社会福祉学科 教授	
江口 晋	大阪府中央子ども家庭センター 所長	
奥山 眞紀子	日本子ども虐待防止学会理事長	
加藤 雅江	杏林大学医学部付属病院患者支援センター課長	
栗延 雅彦	和泉乳児院院長	
栗原 直樹	元十文字学園女子大学人間生活学部人間福祉学科 教授	
小島 健司	埼玉県伊奈町健康福祉統括監	
小山 菜生子	児童家庭支援センターかわわ センター長	
才村 純	東京通信大学 教授	
佐藤 杏	国立成育医療研究センター医療連携・患者支援センター ソーシャルワーカー	
園田 三恵	滋賀県健康医療福祉部こども・青少年局副局長 兼 子育て支援室長	
高橋 誠一郎	社会福祉法人至誠学舎立川児童事業本部 副本部長兼事務局長	
津崎 哲郎	NPO法人児童虐待防止協会 理事長	
西澤 哲	山梨県立大学人間福祉学部・福祉コミュニティ学科 教授	
藤林 武史	福岡市こども総合相談センター 所長	
増沢 高	こどもの虹情報研修センター 研究部長	
松本 伊智朗	北海道大学大学院教育学研究院 教授	
宮島 清	日本社会事業大学専門職大学院 教授	
村松 幹子	社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会副会長 全国保育士会会長	
山縣 文治	関西大学人間健康学部人間健康学科 教授	

◎座長 ○座長代理 （敬称略、五十音順）

子どもの権利擁護に関するワーキングチームについて

設置の趣旨

令和元年6月19日に成立した児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）附則第7条第4項において、子どもの権利擁護の在り方について、施行後2年後までに、検討し、必要な措置を講じるものとされた。

これを踏まえ、子どもの権利擁護に関する国内外の事例収集や課題の検討等を行うことを目的として、本ワーキングチームを開催する。（令和元年12月19日に第1回開催）

検討事項

- (1) 子どもの意見表明を支援する仕組みの在り方
- (2) 子どもの権利を擁護する仕組みの在り方
- (3) その他子どもの権利擁護の在り方

委員

○ 相澤 仁	日本子ども家庭福祉学会 理事 大分大学 福祉健康科学部 教授	久保 健二	福岡市 子ども総合相談センター 子ども緊急支援課長、弁護士
池田 清貴	くれたけ法律事務所 弁護士	桑田 朋子	東京都 福祉保健局 少子社会対策部 子供・子育て計画担当課長
栄留 里美	大分大学 福祉健康科学部 助教	田中 由美	大阪府 福祉部 子ども室 家庭支援課 課長
榎本 英典	三重県 児童相談センター 子どもの権利擁護コーディネーター	永野 咲	昭和女子大学 人間社会学部 助教
大谷 美紀子	大谷&パートナーズ法律事務所 弁護士	中村 みどり	Children's Views & Voices 副代表
奥山 眞紀子	日本子ども虐待防止学会 理事長	堀 正嗣	熊本学園大学 社会福祉学部 教授
川瀬 信一	千葉県生実学校星久喜中学校分教室 教諭	前橋 信和	関西学院大学 人間福祉学部 教授

○座長

（敬称略、五十音順）

親子法制に関する見直しについて

出典：法制審議会第184回会議
(令和元年6月20日) 配布資料

1. 児童虐待防止のための懲戒権に関する規定の見直し

平成23年の民法改正

民法第822条が定める親権者の懲戒権について、児童虐待の口実に使われることがあるとの指摘を踏まえ、懲戒権は子の利益のために行使しなければならず、児童虐待を正当化するものでないことを明確化した(※)。

第820条 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

第822条 親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。

(※)民法第822条の規定の削除を求める意見もあったが、①相当な「しつけ」もできなくなると誤解されるおそれがあることや、②「しつけ」の在り方には様々な考え方があることから、見送られた。

その後の動向

- ・ 親権者の懲戒権については、依然として児童虐待の口実に使われることがあるとの指摘がされており、親権者による体罰禁止の法定化を含む改正法が国会で成立
- ・ これに至る様々な社会的背景を踏まえ、民法第822条の規定の在り方の再検討をも強く求める指摘

○ 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律(令和元年6月19日成立)附則第7条第5項

政府は、この法律の施行後2年を目途として、民法第822条の規定の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

児童虐待防止対策に係る体制強化の在り方に関するワーキンググループで取り上げた先進的な取組

1. 人材の確保・育成等

- ・香川県における人材確保・育成の取組（香川県）
- ・岡山県の人材育成における現状と課題（岡山県）

2. 中核市及び特別区における児童相談所の設置

- ・こどもセンターの設置運営状況について（明石市）

3. 都道府県（児童相談所）と市町村の連携

- ・市町と児童相談所協働による同行訪問の取組（鎌倉三浦地域児童相談所、鎌倉市）

4. 市町村における児童虐待防止対策

- ・青森県三沢市
- ・小さな町の子ども家庭総合支援拠点（宮城県涌谷町）

1. 人材の確保・育成等

- ・香川県における人材確保・育成の取組（香川県）

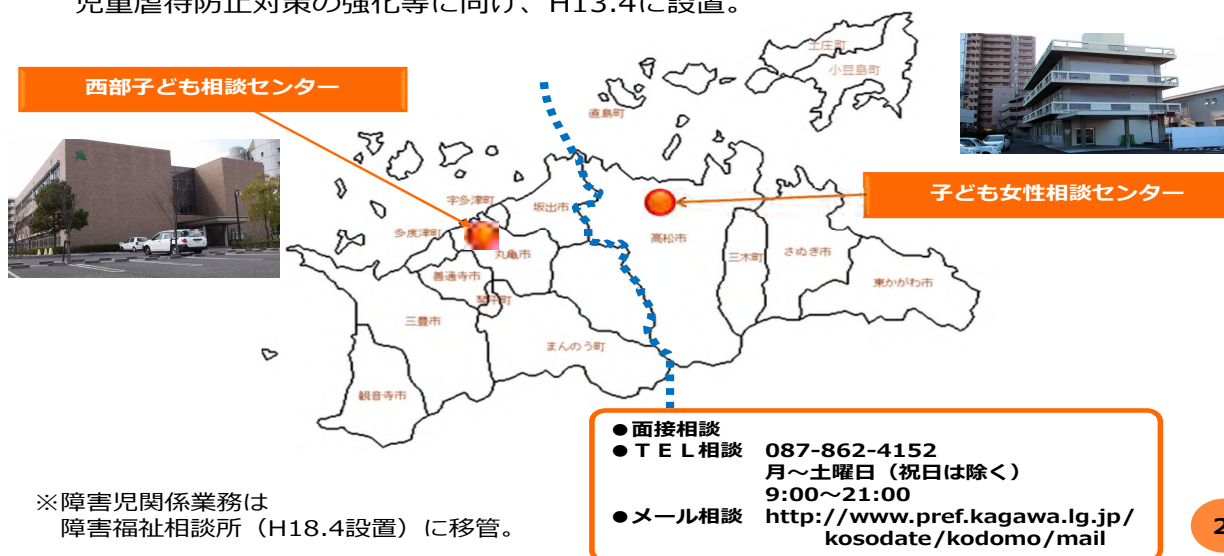
- ・岡山県の人材育成における現状と課題（岡山県）

香川県における 人材確保・育成の取組み

香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども家庭課

児童相談所の所管区域

- 子ども女性相談センター（中央児童相談所）
一時保護所（定員20名）を設置。婦人相談所（配偶者暴力相談支援センター）と併設。
- 西部子ども相談センター
児童虐待防止対策の強化等に向け、H13.4に設置。

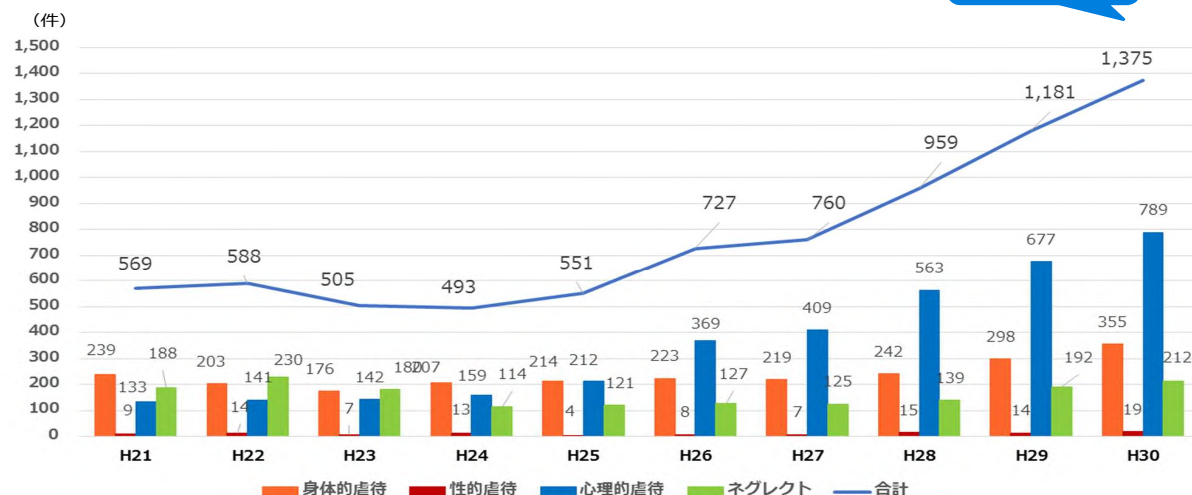


※障害児関係業務は
障害福祉相談所（H18.4設置）に移管。

児童虐待相談対応件数の推移

■ 香川県の児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移

対前年度比
16.4%増



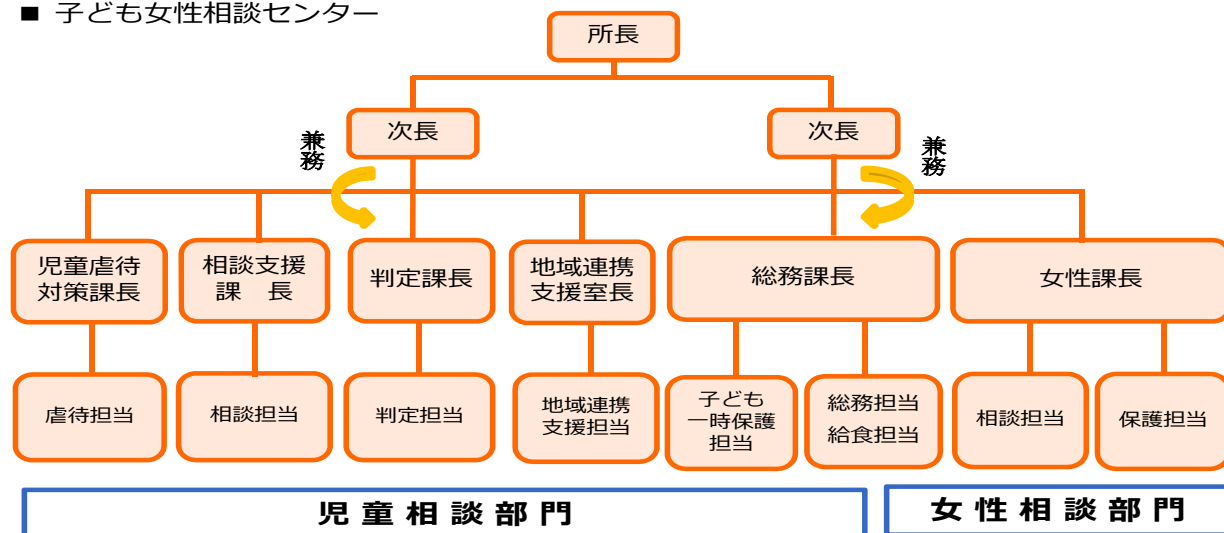
■ 特徴

- ・平成26年度以降 5 年連続で過去最多を更新
- ・種類別では心理的虐待が最も多く、平成30年度は全体の**57.4%（789件）**
- ・経路別では警察等からの通告が最も多く、平成30年度は全体の**60.7%（835件）**

3

児童相談所の組織体制

■ 子ども女性相談センター



児童相談部門

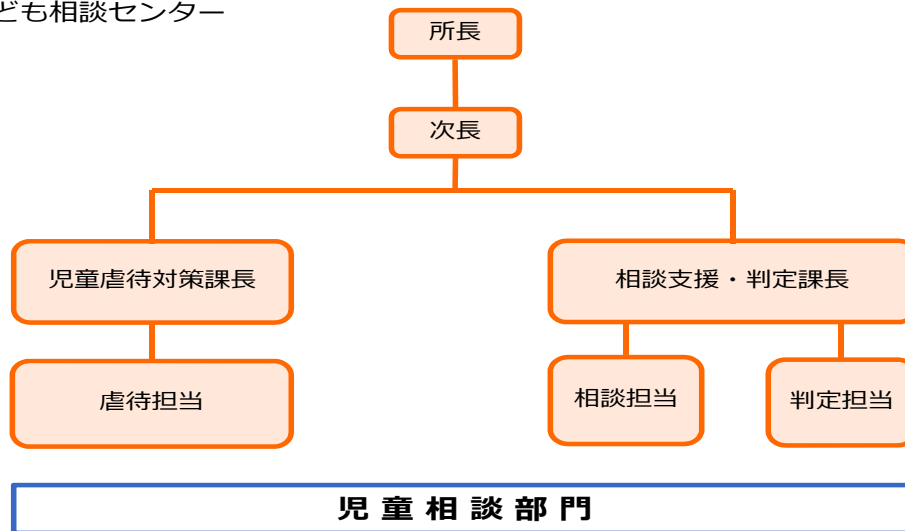
女性相談部門

職員数（平成31年4月1日現在） 76人
 うち児童福祉司 19人
 児童心理司 7人

4

児童相談所の組織体制

■ 西部子ども相談センター



職員数（平成31年4月1日現在） 33人
 うち児童福祉司 16人
 児童心理司 7人

5

児童福祉司・児童心理司の配置状況

■ 児童福祉司・児童心理司の配置状況（各年度4月1日現在）

（単位：人）

児相名	職種	項目	H27	H28	H29	H30	H31
子ども女性相談センター	児童福祉司	標準配置数 ※1	—	—	12	12	19
		配置数	11	11	14	12	19
		正規職員	11	11	14	12	18
		専門職 ※2	9	11	13	12	18
		事務職	2		1		
	児童心理司	嘱託職員					1
		配置数	5	4	6	6	7
		正規職員	5	4	6	6	7
		専門職	5	4	6	6	6
		事務職					
西部子ども相談センター	児童福祉司	嘱託職員					1
		標準配置数	—	—	9	11	16
		配置数	9	8	9	11	16
		正規職員	9	8	9	10	15
		専門職	8	8	8	9	15
	児童心理司	事務職	1		1	1	
		嘱託職員				1	1
		配置数	4	4	5	5	7
		正規職員	4	4	5	5	6
		専門職	4	4	5	5	6
		事務職					
		嘱託職員					1

※1：「香川県が設置する児童相談所に置く児童福祉司の数を定める要綱」（平成28年10月1日施行）に記載の配置数

※2：社会福祉職、心理職、保健師

⇒ 本県では従前から社会福祉職・心理職等の専門職採用を実施しており、
 正規職員の配置による児童福祉司・児童心理司の確保を推進

6

平成31年度（令和元年度）の体制強化

「児童虐待対策課」の設置

- 児童虐待対策に専門的に取り組む「児童虐待対策課」を設置し介入と支援の役割分担を明確化

児童福祉司等の新たな確保

- 標準配置数を満たす児童福祉司・児童心理司・スーパーバイザーの確保
- 里親養育支援児童福祉司（各1名）、市町村支援児童福祉司（1名）の新たな配置

現職警察官の配置

- 警察官OBに加え、現職警察官を新たに配置（各1名）

嘱託弁護士配置の拡充

- 子ども女性相談センターに週3.5日、西部子ども相談センターに週2日配置し平日はいずれかの児童相談所に弁護士がいる体制を整備

7

人材確保に係る課題

適正配置を行うための新たな人材確保の必要性

- 児童相談所での経験が豊富な社会福祉職・心理職の相次ぐ定年退職に伴う補充と標準配置数の増加に伴う新たな人材確保が必要

本県の社会福祉職・心理職を志す学生の継続的かつ着実な確保

- 少子化等の影響から、志願者の急激な増加は見込みづらい現状
- 多様な福祉職場がある中、選ばれる職場になるための魅力向上が必要

児童虐待相談対応件数の増加に伴う負担感の増大への対応

- 業務量の増加、対応困難な事案の増加に伴う負担感が増大
- 社会福祉士・公認心理師等の資格を有する社会福祉職・心理職にとっても長期間の勤務に多大な負担を感じる職場となっており、業務環境の改善等が必要

弁護士・医師等他分野の専門職の確保

- 県内で勤務する専門職の人数に限られる中での確保が困難

8

人材確保に向けた取組み（新たな人材の確保）

1 ホームページ等を活用した魅力発信

- 「香川県職員採用案内」ホームページの「職種紹介」等のコーナーにおいて若手・中堅職員が業務内容ややりがいなどをPRし、魅力向上を促進

2 職種別インターンシップの実施

- 毎年8月に大学3年生等を対象とした職種別インターンシップを実施
- 社会福祉職・心理職を志す学生には、児童相談所や児童福祉施設等での実習を行い実際の業務を体験しながら学ぶ機会を確保し、県への就職に向けた意欲を促進

3 若手・中堅児童福祉司等との交流機会の確保

- 毎年3月に大学3年生を対象とした「職員採用セミナー」を実施
- 若手・中堅児童福祉司等と率直な意見交換を行う機会を設けることで業務に関する具体的なイメージを持った学生の確保を促進

4 職務経験者採用の実施

- 一定年数以上の福祉関係業務従事者を対象とした採用試験を実施し年齢構成の偏りの改善を図るとともに、即戦力となる人材を確保

9

人材確保に向けた取組み（他分野の専門職の確保①）

1 弁護士の配置拡充

- 平成27年度から子ども女性相談センターに嘱託弁護士（1名）を週0.5日配置
 - 配置拡充にあたっては、県弁護士会に周知等に係る協力を依頼し、ハローワークを通じた公募を実施
- ⇒ 平成31年度 子ども女性相談センターに嘱託弁護士（3名）を週3.5日配置
西部子ども相談センターに嘱託弁護士（1名）を週2日配置

2 現職警察官の配置

- 平成22年度から子ども女性相談センター、平成27年度から西部子ども相談センターに警察官OB（各1名）を配置
 - 平成30年11月に県と県警本部との間で「児童虐待事案対応の連携強化に関する協定」を締結し、連携強化の一環として、現職警察官の配置に係る継続的な協議を実施
- ⇒ 平成31年度 警察官OBに加え、現職警察官（各1名）を両児相に配置

10

人材確保に向けた取組み（他分野の専門職の確保②）

3 医療職（医師・保健師）の確保

- 従前から、子ども女性相談センターに嘱託医師を配置
 - 平成25年度から「児童虐待防止医療ネットワーク事業」を実施し、医師等との連携を強化
 - 平成29年度から、両児童相談所に保健師（各1名）を配置
 - 平成31年度から「医療的機能強化事業」を新たに開始
- ⇒ 被虐待児童の診療経験が豊富で専門的な知識を有する医師（2名）から日常的に助言を得られる体制を構築

11

人材育成に係る課題

スーパーバイザー（SV）を担える人材の確保

- 児童相談所での勤務経験が豊富な社会福祉職・心理職の相次ぐ定年退職によりSVを担える、5年以上の勤務経験を有する人材が減少

経験の浅い児童福祉司等に対する長期的・継続的な育成機会の確保

- 児童虐待相談対応件数の増加に伴い、経験の浅い児童福祉司等による現場対応が必要な現状
- 経験の浅い児童福祉司・SVとも現場対応に追われる現状があることから、経験の浅い児童福祉司がSVの面接に同席する・同行訪問するなど実務を通して学ぶ機会の確保が困難
- 緊急対応を要する事案の増加等により、職場内研修の計画的かつ着実な受講が困難
- 県外等遠方で行われる職場外研修の受講期間中、児童相談所の体制が手薄となることにより生じる負担の増大

12

人材育成に向けた取組み

1 職種や経験年数、ニーズに応じた研修の実施を通じた専門性の向上

- 経験年数に応じた研修を実施し、段階的な知識・技術の習得を促進
- 他機関の同職種との合同研修を実施し、職種間の連携を促進
- 介入的な関わりの強化に向けた実践的な研修などニーズに応じた研修の実施を通じた対応力向上・専門性の強化を促進

2 経験豊富な児童福祉司OBの活用を通じた人材育成の促進

- 社会福祉職OB職員を嘱託児童福祉司として両児童相談所に配置（各1名）し、豊富な経験に基づくスーパーバイズを日常的に受けられる環境を確保

3 専門家から日常的に助言を得られる体制の確保を通じた対応力の向上

- 対応困難な事案に係る専門家相談・事例検討会の実施
- 嘱託弁護士、医師から日常的な助言を得られる体制の確保



岡山県の人材育成における現状と課題



岡山県中央児童相談所
池内 正江

岡山県の児童相談所について

岡山県の児童相談所



岡山県児童相談所

- 管内人口：1 202,051人
- 児童人口：186,937人

<内訳>

中央児童相談所

- 管内人口：202,466人
- 児童人口：28,739人

倉敷児童相談所

- 管内人口：770,183人
- 児童人口：122,515人

津山児童相談所

- 管内人口：229,402人
- 児童人口：35,683人

※人口は平成27年国勢調査（人口等基本集計）

※倉敷児童相談所のうち【井笠相談室 管内人口151,323人 児童人口21,693人】

【高梁分室 管内人口 62,733人 児童人口 7,982人】

人材育成の取組実施に至るまで

<岡山県の特徴>

- 1948(昭和23)年に中央児童相談所が設置されて以来、現在まで福祉専門職で構成されているという伝統

岡山県の強み:チームワークと発想力のよさ

…登校拒否の発見/全国初の情緒障害児短期治療施設を整備/メンタルフレンド発祥…

- 2003(平成15)年に県立施設の大半が民営化されるまでは、施設における直接支援(ケアワーク)の経験が、人材育成に大きく貢献

「法的・専門的知識は自己研鑽」「実践技術は“習うより慣れよ”」が基本

- 2007(平成19)年の死亡事例の検証委員会で人材育成が指摘事項となる。
- 1973(昭和48)年前後のコロニー構想で、大量採用したベテラン職員の退職



2011(平成23)年「児童相談所のあり方に関する検討委員会」で人材育成検討

- 福祉専門職のヒアリング調査(新人～中堅～管理職級まで)
- 先進地視察(静岡県/神奈川県/東京都)



今後の人材育成の「基本方針」と「計画策定の必要性」を提言



【参考】2007(平成19)年度以降の岡山県の取組と経緯

子どもを中心とした理念の実現に向けて

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
アセスメント	<実践研究に基づくアセスメントの開発>						<共通のアセスメント活用>					
○「子どもが心配」チェックシート	▼WG	▼開発	▼普及研修	▼パンフレット版作成	▼地域・市町村主催 保護者向虐待予防研修の実施							
○子どものための総合情報アセスメントシステム			▼開発			▼導入						
○子どもの育ちのニーズシート							▼開発	▼作成	▼WG			
ガイドライン/パンフレット等	<支援のためのガイドライン作成及び周知>						<共通のアセスメント活用>					
○市町村子ども虐待対応ガイドライン	▼WG	▼作成					▼普及研修	▼改訂版作成委員会	▼考え方	▼改訂版	▼作成委員会	
○子どものニーズを満たす親への支援ガイドライン	▼WG	▼作成					▼普及研修	▼改訂版作成委員会	▼考え方	▼改訂版	▼作成委員会	
○児童相談所における性的虐待対応ガイドライン			▼策定委員会の開催				▼普及研修	▼改訂版作成委員会	▼考え方	▼改訂版	▼作成委員会	
○通告及び相談パンフレット(要支援モデル版)							▼配布	▼改訂				
○子どもの権利ノート(子どもの権利条約版)							▼配布	▼改訂				
○児童相談所における法的実務Q&A集(市児相/弁護士会)							▼WG	▼作成				
専門性向上	<児童相談所職員等の専門性向上>						<市町村機能強化>					
○児童相談所職員人材育成研修(任用前/任用後を組み合わせ)							▼開始	▼報告書作成	▼任用前	▼任用後		
○人材育成に係るアーカイブ活用検討委員会							▼策定委員会開催	▼作成			▼高知県調査	
市町村機能強化	<市町村機能強化>						<市町村機能強化>					
○子どもの支援スキルアップ研修(協力:静岡県)							▼静岡県視察	▼導入				
○子育て家庭サポート強化事業⇒要対協支援事業									▼開始		報告書	▼
○市町村要保護児童対策調整機関専門職研修											▼開始	

2019(令和元)年8月2日(金) 全国児童相談所長会 シンポジウム資料(青井作成資料に薬師寺が加筆)

2012(平成24年)度以降の人材育成の取組



○組 織

- ・中央児童相談所に人材育成研修を企画実施する子ども養護班を新設

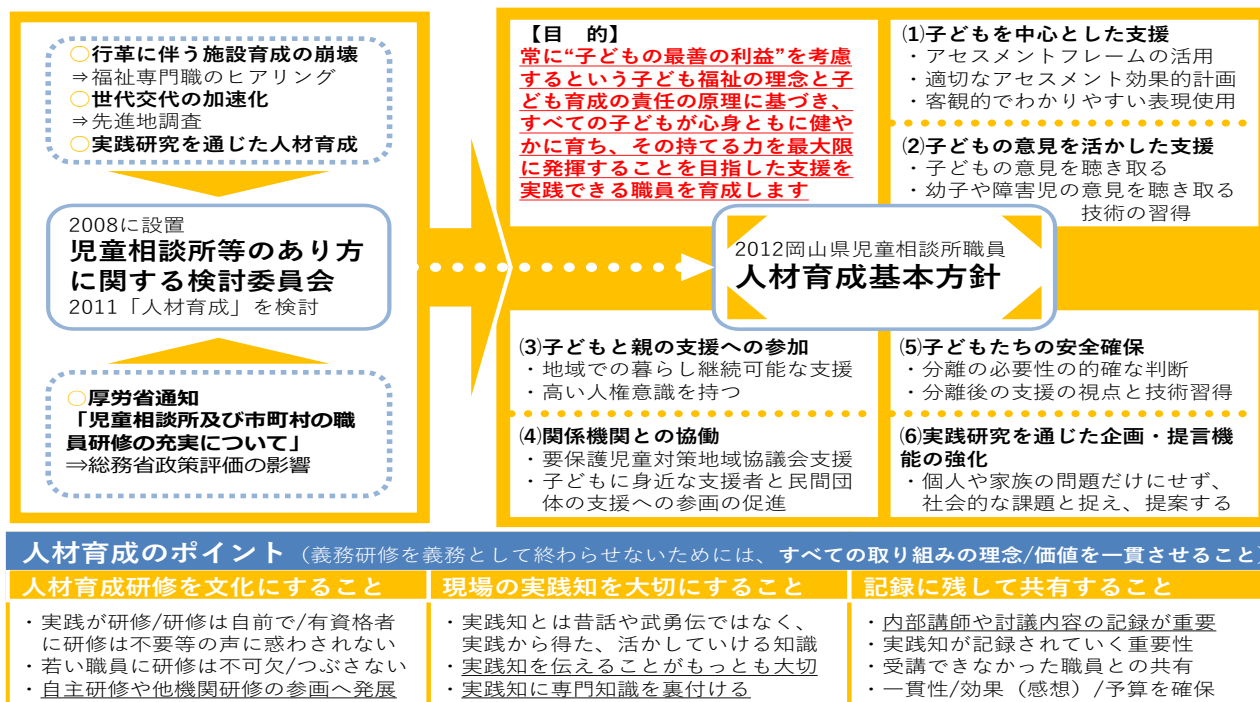
○実施方法

- ・『岡山県児童相談所職員人材育成基本方針』を策定し、児童相談所の経験年数別の研修ステージを設置して取り組む。

○研修内容

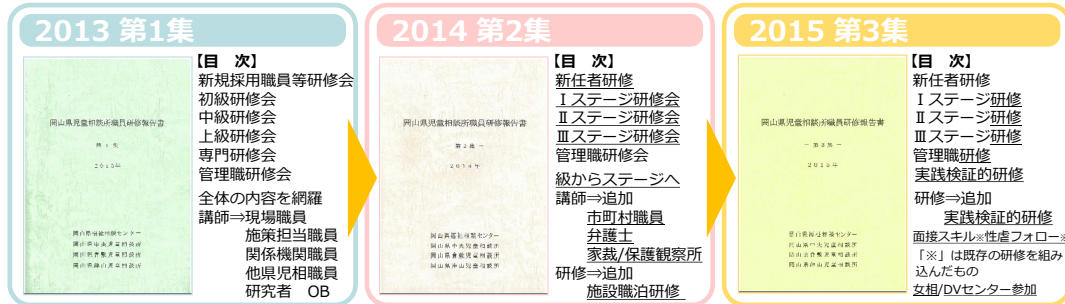
- ・児童相談所経験年数別ステージ研修
⇒ 新任/Ⅰ(1～4年)/Ⅱ(5～10年)/Ⅲ(11年以上・管理職)
- ・職種別専門研修(児童心理司・一時保護職員)
- ・OJTによる研修
- ・県外研修
- ・2017(平成29)年度から、児童福祉司任用後研修の内容も組み入れる。
任用後研修は、岡山市こども総合相談所と共同実施
- ・本県開発の共通アセスメントツール「子どもの育ちのニーズシート」等を用いて、子どもの暮らしを総合的にアセスメントするための研修や、社会的養護の子どもへのケアをテーマとした研修等を多く企画開催している。
- ・テーマに応じて、関係機関(市町村/施設/里親/女性相談所/警察等)にも参加してもらっている。

人材育成基本方針と人材育成のポイント

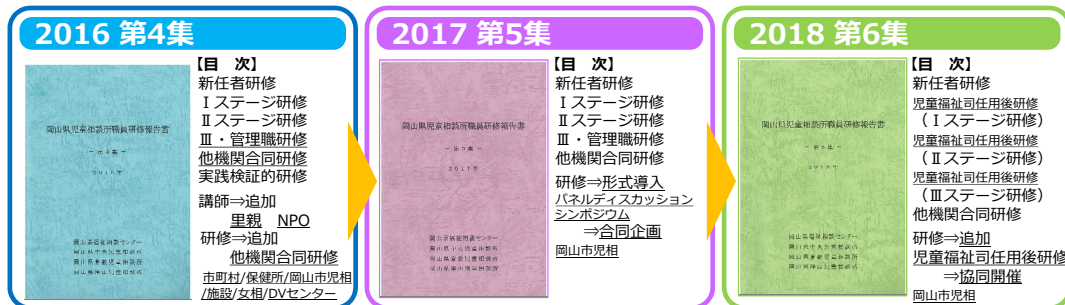


2018(平成30)年10月26日(水) 岡山県児童相談所職員研修/岡山市こども総合相談所職員研修資料 © Makoto Yakushiji

研修報告書に見る人材育成の変遷 ①

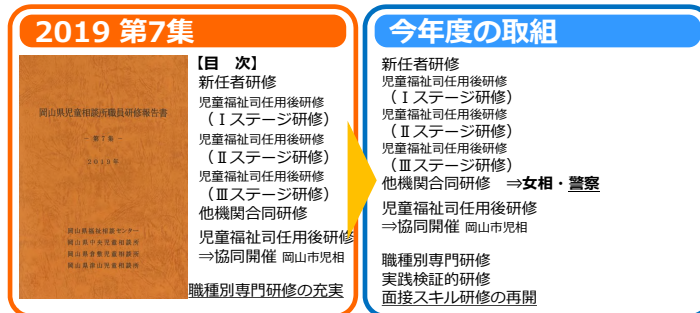


2012『岡山県児童相談所職員人材育成基本計画』を策定



2018(平成30)年10月26日(水) 岡山県児童相談所職員研修/岡山市こども総合相談所職員研修資料 © Makoto Yakushiji

研修報告書に見る人材育成の変遷 ②



体系的な人材育成研修がようやく文化になりつつある。

・・・児童相談所に新たな課題が襲いかかる・・・

新たな課題

現状と課題	取 組
人材確保 ・ 度重なる法改正 ⇒ 想定以上の増員が必要 ・ 新採用の応募が少ない ⇒ 特に児童福祉司の応募	・ 採用年齢の見直し(社会人採用) ⇒ H30年度から39歳まで(児童福祉司) ⇒ H30年度から34歳まで(心理判定員) ・ 実習生の受け入れ再開 ⇒ 社会福祉士/公認心理師
育成の充実 ・ 新人職員の急激な増加 ⇒ 児童相談所経験 0年：18% ⇒ 児童相談所経験 1年：10% ⇒ 児童相談所経験 2～4年：20% ⇒ 児童相談所経験 5～10年：20% ⇒ 児童相談所経験11年以上：32%	・ 班長(SV)制の充実 ⇒ 児童福祉司SV 1名に班員 4～7名配置 ⇒ 児童心理司班長の新設(治療体制の強化) ・ 新たなスーパービジョン方法の試行 ⇒ 学識経験者との共同開発
体制整備 ・ ベテラン職員が休日夜間の緊急対応を実施してきた ⇒ トリアージできる人材が不足 ・ メンタル休職/早期退職 ⇒ 職員のモチベーションの低下	・ 児童相談所のあり方検討委員会で検討 ⇒ 人事ローテーションの見直しや工夫 ⇒ 業務内容の見直し (優先順位による業務量圧縮 等)

岡山県児童相談所職員人材育成基本方針

1 人材育成の目的

常に“子どもの最善の利益”を考慮するという子ども福祉の理念と子ども育成の責任の原理に基づき、すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮することを目指した支援を実践できる職員を育成します。

2 人材育成の方向性

人材育成にあたっては、次の視点で取り組んでいきます。

(1) 子どもを中心とした支援

“子どもの最善の利益”を確保するために、子どもを中心とした支援を実践します。

その場合“子どもの育ちのニーズ”“親の養育力”“家族と環境要因”の3つの側面を、困難性やリスクの視点だけではなく、その側面における強さの視点にも焦点を当てて、適切にアセスメントを行い、効果的な援助計画を作成することが重要です。

また、アセスメントや援助計画は、市町村を始めとする多くの支援者の協力を得る必要があることから客観的でわかりやすい表現を用いて作成する技術が欠かせません。

(2) 子どもの意見を活かした支援の実施

相談に訪れる親や関係者だけではなく、子ども自身がどのように考えていて、何を希望しているのかをよく聴き取り、その意見を活かした支援を行います。

また、言葉で意見を表明しにくい幼い子どもや障害を持つ子どもなどからも、意見を聴き取る技術を身に付けるようにします。

(3) 子どもと親の支援への参加

児童相談所が行う支援は、「子どもにとって大切な家族との暮らしが地域で継続できるように支援をすること」を目的としています。

子どもと親やその家族が、アセスメントや援助計画を作成する過程に参加することは、「自ら支援を利用する力」を引き出すことにつながっています。

そのためには、高い人権意識を持つことが重要です。

（４）関係機関との協働

県内のすべての市町村に設置されている要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）は、子どもについての情報交換や支援内容の協議を行う要となる制度であることから、制度を理解することはもとより、その運営の支援に努める必要があります。

さらに、現在、あまり参画が進んでいない民間団体や子どもの暮らしに身近な支援者の参画を促し、子どもにとってよい結果をもたらす関係機関との協働を実践するようにします。

（５）子どもたちの安全確保

児童相談所が支援を行う子どもたちの中には、残念ながら現実には家族のもとで“子どもの育ちのニーズ”が適切に満たされない状態が続き、安全の確保が困難で福祉が守れないと判断せざるを得ない子どもたちもいます。

そのような場合、子どもが家族と離れて暮らすかどうかを速やかに、かつ的確に判断することができるようにします。

子どもと家族が離れて暮らすことになった場合でも、子どもの情緒的・身体的な幸福と利益が保障されるような支援を継続する視点と技術も併せて身に付けるようにします。

（６）実践研究を通じた企画・提言機能の強化

児童相談所には、子どもと親やその家族が抱えている課題を個人や家族内の特定の領域の課題として主観的に捉えるだけではなく、社会的な背景を持った課題として幅広い視点で客観的に捉え、結果をまとめて提案していく機能を強化していく必要があります。

３ 具体的な取組み

（別添「児童相談所職員の人材育成研修計画（案）」参照）

（１）経験年数別にステージを設定

児童相談所に配置されている福祉専門職※を、経験年数別に、新任者・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・管理職と大きく５つのステージに分類します。

※福祉専門職：児童相談所に配置されている児童福祉司、心理判定員（児童心理司）、指導員、保育士、保健師等の専門職を総称

（２）職種別の専門研修

福祉専門職の職種別に研修を実施し、専門性の強化を図ります。

（３）ＯＪＴによる研修

所属や上司によって内容が異なりやすいＯＪＴを意図的、計画的、組織的に行います。

なかでも新規採用職員等の研修のステージに該当する職員については、重点的に取り組むようにします。

（４）県内研修

① ステージ研修

新任者ステージ及びⅠステージに該当する職員について、重点的に研修を実施します。

新任者研修は、児童相談所運営指針と子ども虐待対応の手引に沿った内容に実務的なポイントを加えた内容を設定します。

また、講師については原則として職員が務めることとし、相互に自己研鑽するように努めます。

そのほかの研修については、経験年数のステージに求められている役割に応じた内容で、外部から専門の講師を招いて開催する研修を設定します。

受講後は、所定の様式を用いて研修の内容を振り返ります。

② 児童福祉司任用後研修

児童福祉司に任用された全職員について、平成２８年の児童福祉法改正（法第１３条第８項）によって義務付けられた研修を実施します。

研修は、岡山県の児童福祉司として必要な知識や技能を講義や演習を通して体系的に習得する内容を設定します。

（５）県外研修

① 各種研修

Ⅰステージ以上に該当する職員について、研修を実施します。

受講する研修及び受講者については、所長会議で決定し、本人に通知します。

そして、受講する前には所定の様式を用いて目標を設定し、受講後は報告書を作成します。

また、今後の業務の改善・向上に活かすことを目的として、援助方針会議等の機会を捉えての報告や合同で伝達研修会を開催します。

② 児童相談所長研修

新任の所長について、平成16年の児童福祉法改正（法第12条の3第3項）によって義務づけられた研修を実施します。

研修は、子どもの虹情報研修センターで開催されている研修を受講します。

③ 児童福祉司スーパーバイザー義務研修

児童福祉司でスーパーバイザーに該当する職員について、平成28年の児童福祉法改正（法第13条第8項）によって義務づけられた研修を実施します。

研修は、子どもの虹情報研修センター等で開催されている研修を受講します。

附 則

この基本方針は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成29年4月1日から施行する。

※人材育成の経緯：児童相談所職員の資質の向上と高度な専門性の確保のため、岡山県では、平成24年度から岡山県児童相談所職員人材育成基本方針のもと体系的な人材育成研修を実施しています。

2. 中核市及び特別区における児童相談所の設置

- ・ こどもセンターの設置運営状況について（明石市）

明石こどもセンターの設置運営状況について



明 石 市

■明石市の概要

◆2018年4月に中核市へ移行

◆人口 299,110人 (国勢調査推計人口・2019.9.1現在)

◆20歳未満の人口 55,887人
(住民基本台帳人口・2019.7.1現在)

◆合計特殊出生率 1.64人
(参考： 全国1.42人 兵庫県1.44人)
※国・県＝2018年、市＝2017年の数値から市で算出

◆市内の児童福祉施設(社会的養護関係) (2019.9.1現在)

- ・ 乳児院 1 場所
- ・ 児童養護施設 1 場所
- ・ 児童心理治療施設(県立) 1 場所
- ・ 児童自立支援施設(県立) 1 場所

◆市内の里親登録数 37家庭 (2019.9.1現在)



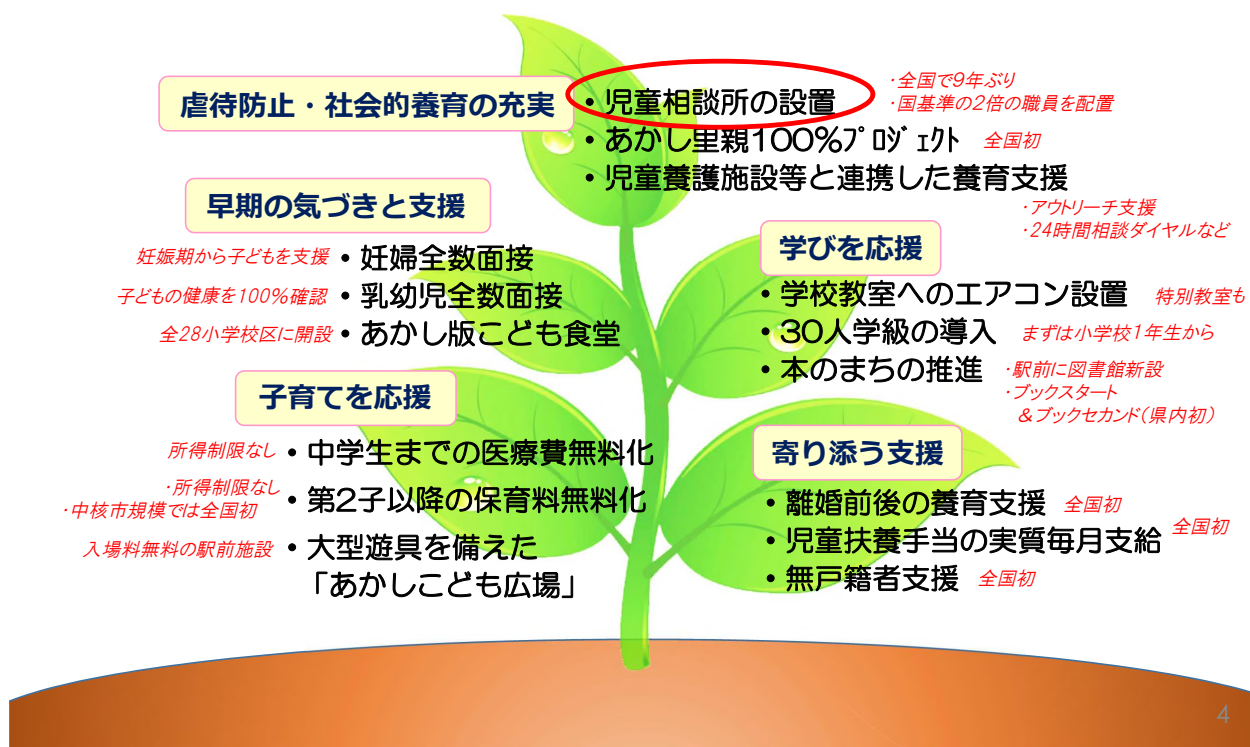
■明石市が目指すまちづくり

こどもを核としたまちづくり

- 1 **すべてのこどもたちを**（支援の対象）
誰一人として見捨てない ⇔ × 貧困家庭限定
- 2 **まちのみんなで**（支援の責任主体）
行政も地域も一緒に ⇔ × 親だけの責任
- 3 **こども目線で**（支援の視点）
その子に寄り添う ⇔ × 行政目線や親目線
- 4 **本気で応援**（支援の内容程度）
あれもこれも本気で ⇔ × 予算の範囲内

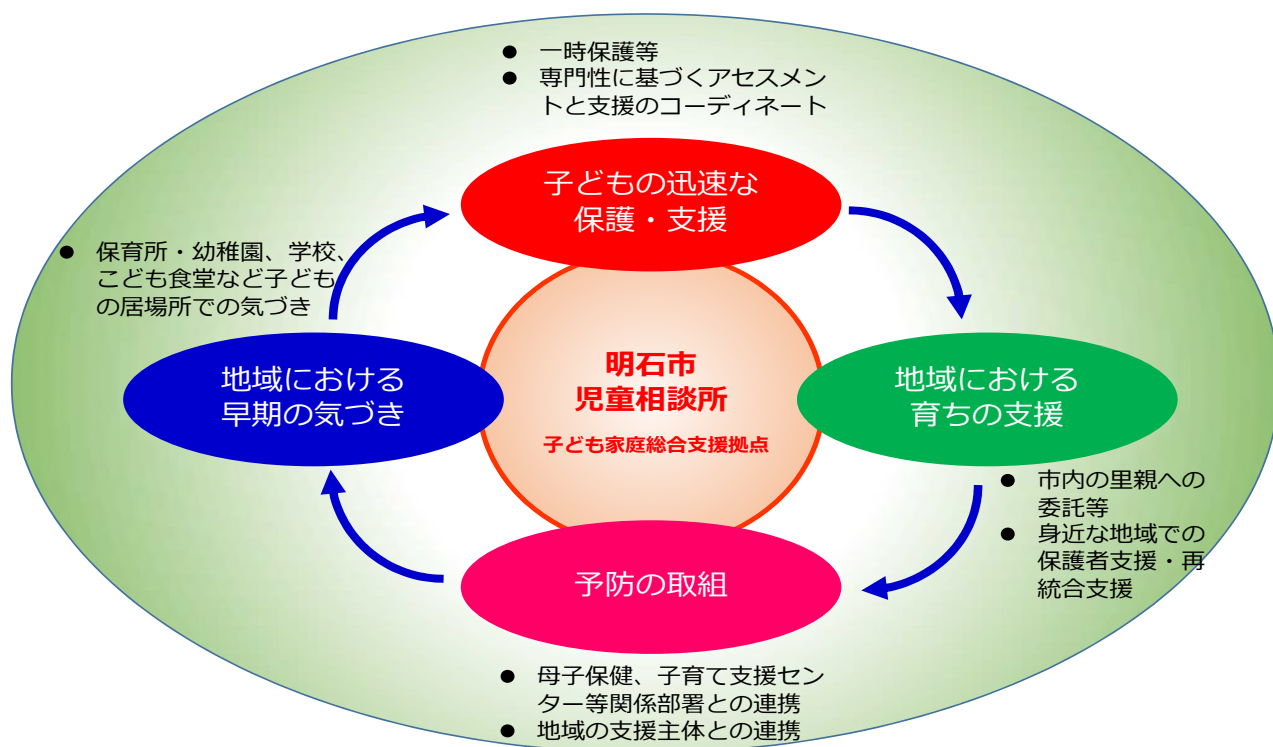
3

総合的なこども支援を展開



4

■市による一貫した子ども家庭支援のイメージ



5

■明石こどもセンター開所までの経緯

時期	内容
平成28年 4月	児童相談所設置表明（市長記者会見）
平成28年 5月	児童福祉法改正 （特別区の児童相談所設置及び中核市への設置に向けた支援が明記される）
平成28年 6月～	兵庫県と明石市のワーキング会議設置（11回開催）
平成28年 8月～	地域住民への説明開始
平成28年10月～	職員派遣研修開始（兵庫県、神戸市などに派遣） 新しい児童相談所のための検討会（アドバイザー会議）設置
平成29年 2月～	職員採用開始（弁護士、児童福祉司、児童指導員など 計38名）
平成30年 3月	建築工事着工
平成30年 4月	明石市が中核市へ移行
平成30年 6月	児童相談所設置市指定政令公布（平成31年4月1日施行）
平成31年 2月	建築工事完了
平成31年 3月	明石こどもセンター開所式
平成31年 4月	明石こどもセンター業務開始

6

● 設置準備の概要

	28年度	29年度	30年度	31年度
施設	● 設計	● 設計・工事	-----> (31年2月工事完了)	
準備体制	● 準備担当2名を配置 ● 県・市ワーキング (第1回～第4回) ● 有識者検討会	● 児相準備担当7名体制 (うち3名は里親推進担当) -----> (第5回～第8回)	(第9回～11回)	児童相談所開設
人	● 派遣研修 ・ 児福司2 ● 新規採用 ・ 弁護士2	● 庁内関係課調整会議 ● 子ども家庭総合支援拠点設置 ・ 児福司、心理司、指導員、弁護士 延べ6 ・ 児福司1、心理司2	・ 児福司、心理司、指導員、弁護士、事務職員等 延べ18 ・ 児福司8、心理司6、指導員18、相談員等2 (31.4採用者含む。)	
連携体制	● 児童養護施設「カーサ夕彩」開設 ● こども食堂モデル事業	● 里親100%プロジェクト ・ 里親相談会、オリジナルポスター、里親フォーラムなど ● こども食堂開設支援 (全28小学校区開設を目標)	・ 研修受講支援、里親スタート支援、里親推進連絡会議など ・ H30年7月全小学校区開設達成	

7

● 県と市によるワーキング会議開催状況

回	時期	主な検討事項
第1回	平成28年6月	✓ ワーキング会議の設置について ✓ 明石市の検討状況について
第2回	平成28年10月	✓ 明石市児童相談所の施設について (部屋数など) ✓ 今後のワーキング会議での検討事項について
第3回	平成28年12月	✓ 組織体制案について ✓ 夜間休日電話相談体制について ✓ 施設の部屋配置について ✓ 今後の協議事項における他市への確認事項について
第4回	平成29年2月	✓ 部屋配置図案について ✓ 児童相談所の組織体制について ✓ 他市における県からの引継ぎ方法について ✓ 市から県への研修派遣計画 (案) について
第5回	平成29年5月	✓ 児童福祉施設の定員協定について ✓ 児童福祉施設の管理監督について ✓ 一時保護所配置予定職員の研修受け入れについて ✓ 一時保護所における県・市相互の一時保護委託について
第6回	平成29年8月	✓ 児童福祉施設の定員協定について ✓ 療育手帳の発行手続きについて ✓ 政令指定に向けた県・市の手続きについて
第7回	平成29年11月	✓ 立ち上げ当初の助言体制について ✓ 来年度の研修派遣について

(次ページへ続く)

8

● 県と市によるワーキング会議開催状況 (前頁の続き)

回	時期	主な検討事項
第8回	平成30年2月	✓ ケース引継体制について ✓ 一時保護及び児童自立支援施設の委託条件について ✓ 里親の登録変更手続きについて ✓ 市外の里親等への委託について ✓ 関係機関との連携について
第9回	平成30年5月	✓ 平成30年度以降の協議方法について ✓ 事務移譲に伴う児童福祉施設等への説明について ✓ 児童相談所設置に伴う条例等の制定・改正について ✓ 市児童相談所の組織・人員体制案について
第10回	平成30年10月	✓ ケースの引継ぎ方法について（※ケース引継ぎに関する小ワーキングにて事前調整） ✓ 里親関係事務の引継ぎについて（※里親に関する小ワーキングにて事前調整） ✓ 市児童相談所設置に伴う県民・市民、関係者への周知方法について ✓ 明石学園（県立児童自立支援施設）への事務委託について
第11回	平成31年1月	✓ 療育手帳の発行について ✓ 明石市の児童相談所設置に伴う児童相談所事務の協議結果確認書について ✓ 明石こどもセンター（児童相談所）業務開始前における明石市児童への対応依頼について

9

● 研修派遣の実績 ～延べ26人を派遣～

派遣期間	職種（候補）	人数	派遣先
H28年10月～H29年3月	児童福祉司	2人	兵庫県中央こども家庭センター
H29年6月～H30年3月	児童福祉司 児童心理司	1人 1人	兵庫県中央こども家庭センター
H29年7月～H30年3月	児童福祉司	1人	指定都市児童相談所
H29年7月～H29年8月	弁護士職員	1人	指定都市児童相談所
H29年10月～H30年3月	児童指導員	1人	兵庫県中央こども家庭センター
H29年11月～H29年12月	弁護士職員	1人	指定都市児童相談所
H30年4月～H31年3月	児童福祉司	2人	兵庫県中央こども家庭センター
H30年5月～H30年7月	里親担当（保健師）	1人	兵庫県中央こども家庭センター
H30年6月～H31年2月	児童指導員	1人	兵庫県中央こども家庭センター
H30年6月～H31年2月	児童指導員	1人	指定都市児童相談所
H30年6月～H31年3月	児童福祉司	1人	兵庫県中央こども家庭センター
H30年9月（スポット研修）	事務職員	2人	兵庫県健康福祉部少子高齢局児童課
H30年12月（スポット研修）	事務職員	2人	兵庫県中央こども家庭センター
H30年8月～H30年9月	弁護士職員	1人	指定都市児童相談所
H30年10月～H30年12月	里親担当（児童福祉司）	1人	兵庫県中央こども家庭センター
H30年11月（スポット研修）	一時保護所管理監督職	3人	兵庫県中央こども家庭センター
H30年11月～H30年12月	弁護士職員	1人	指定都市児童相談所
H31年1月～H31年3月	児童福祉司 児童心理司	1人 1人	兵庫県中央こども家庭センター

10

■明石こどもセンター（市児童相談所）の概要

● 施設

- ・ 2019年（平成31年）4月に開設。中核市としては3か所目、**関西の中核市で初めて**
- ・ 市の東西中央部 **J R大久保駅から徒歩3分**
- ・ **一時保護所も同時開設**
- ・ 子育て支援センター・こども図書館を併設



【建物の概要】

敷地面積	約2,540㎡
構造・階数	鉄骨造 2階建て
建築面積	約1,160㎡
延床面積	約2,300㎡

- 設置工事費 5.9億円
（子育て支援センター及びこども図書館を含む）
- うち、国庫補助は1.5億円
（一時保護所及び子育て支援センター部分）

11

● 運営基本方針

基本姿勢

明石こどもセンター職員は、すべての業務遂行において、

何よりも「こどもの幸せ」を優先します

このため、

- 一、**こどもに必ず会うこと**...時期を逃さず迅速・適切に
- 二、**こどもの意見を聞くこと**...声なき声にも耳を澄ます
- 三、**こどもの立場に立つこと**...親目線、大人目線ではなく、こどもひとり一人に寄り添い、それぞれに応じた最適な支援をする

を基本姿勢とします

基本方針・取組

早期支援

こどもの命を確実に守るために迅速に対応する、明確な基準に基づき速やかに一時保護する

総合的・継続的・積極的支援

こどもの自立まで、ひとり一人の状況に応じて多様で積極的な支援を行う

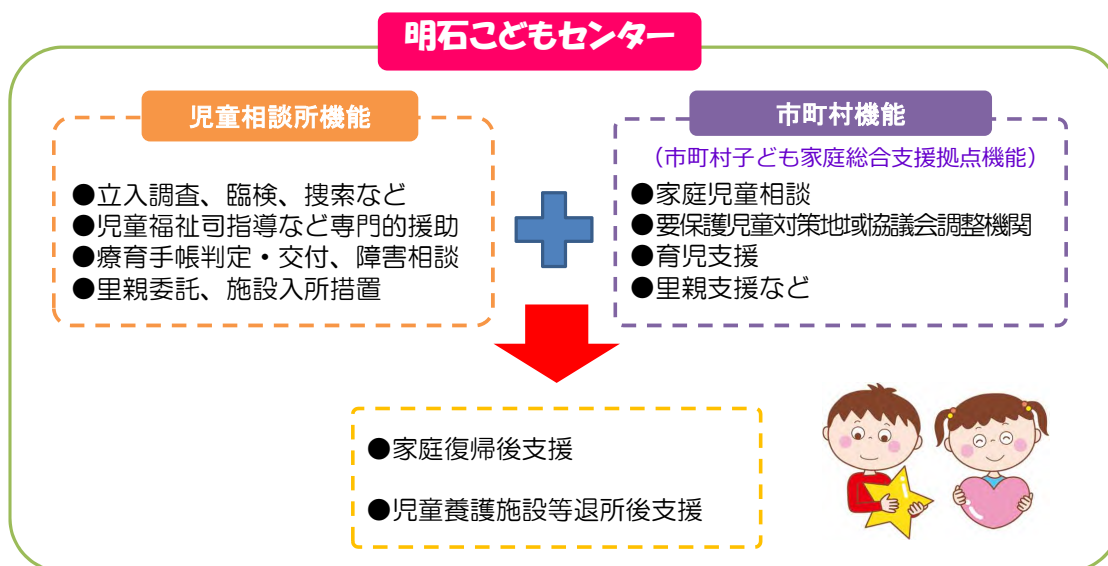
こども本位の支援

こどもの意見を尊重し、こどもの力を引き出しつつ、こども本位の支援を行う

12

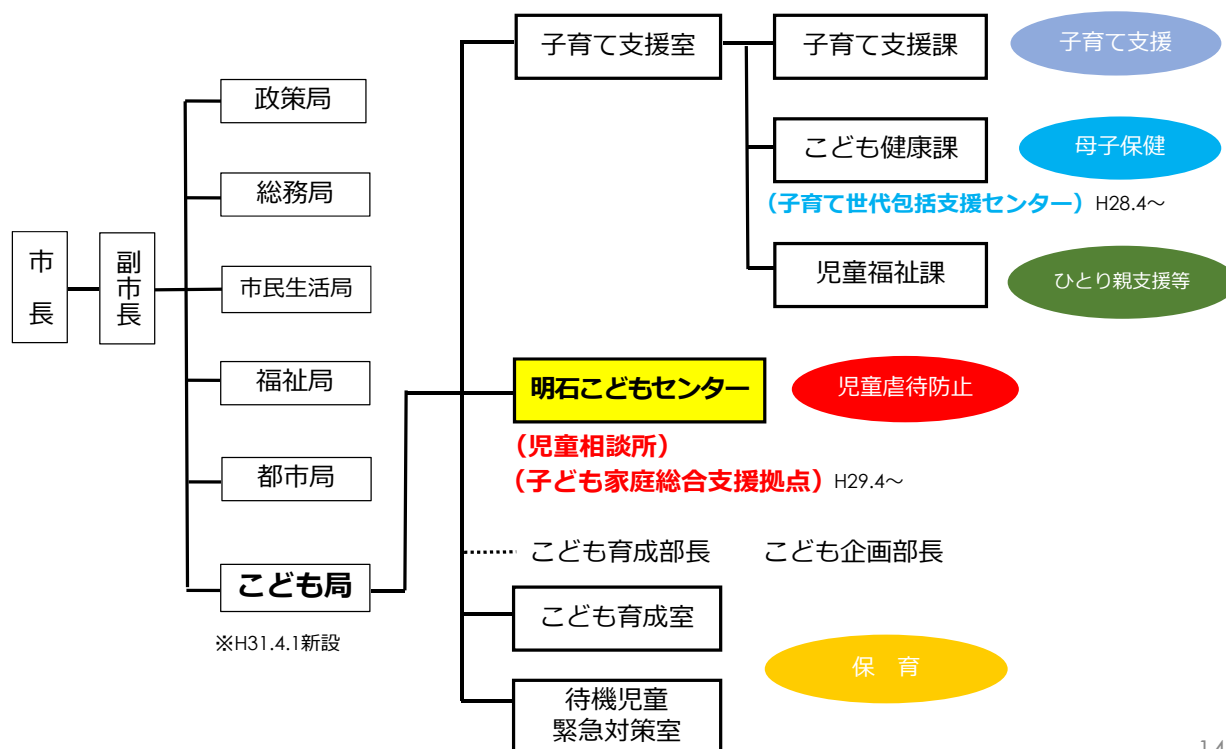
● 機能

身近な子育て相談など市が担ってきた業務に加え、専門的な相談への対応などの業務を併せもち、**相談受付から家庭復帰後の支援まで一貫して実施**



13

● 組織



14

● 明石こどもセンターの人員配置

- ・ 国基準の約2倍の職員を配置
- ・ 常勤弁護士2名がケースワークに携わり、法的対応も迅速・適切に実施

職 種	人 数	政令で定める基準※
児童福祉司	18人	10人（8人）
児童心理司	8人	5人（4人）
保健師	4人	1人
弁護士	2人	弁護士の配置又はこれに準ずる措置
児童指導員	20人	6人
事務職員、教職員、元警察官、看護師助産師、相談員等	17人	
合計	69人	

※政令で定める児童福祉司の配置基準は平成31年4月1日改正（人口4万人に1人 ⇒ 人口3万人に1人）

（ ）内は改正前の配置基準

15

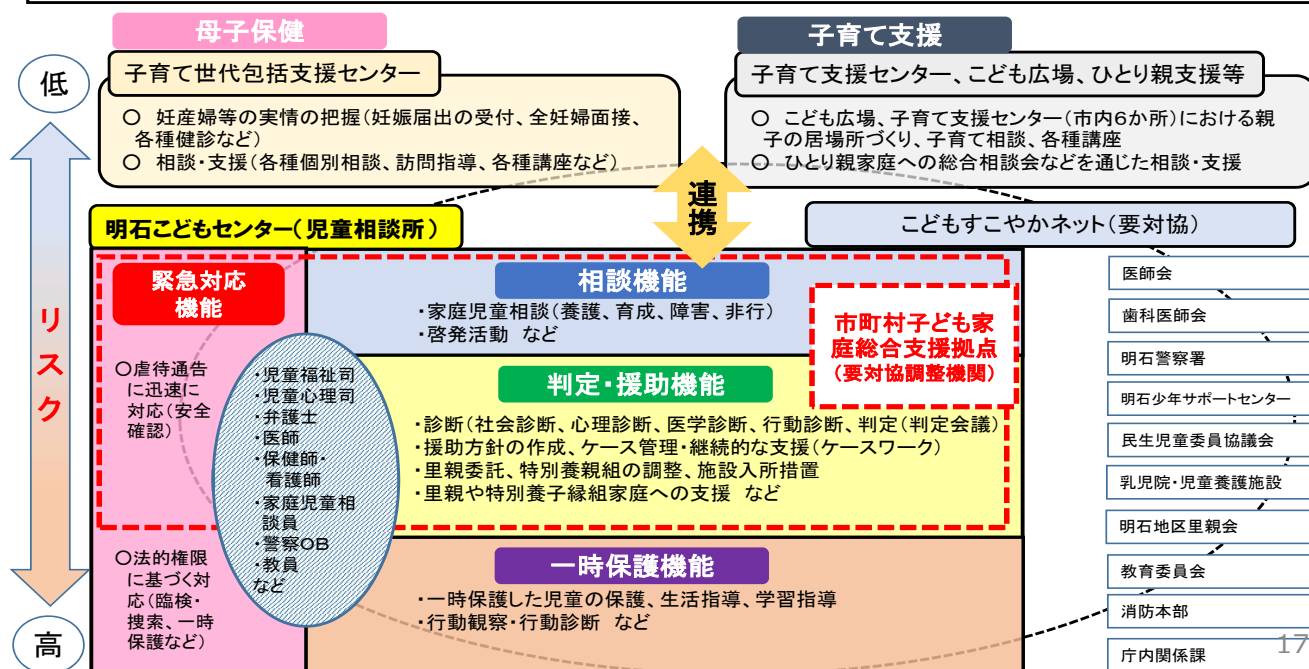
● 明石こどもセンターの業務体制

		(主な業務)	(人員配置)
所 長 副所長 (2名) 【児】...児童相談所業務 【市】...市町村業務	緊急支援課	・ 【児】虐待通告時の初期対応（調査、安全確認、一時保護等）	児福司、心理司、弁護士、警察OB、教員（指導主事）など6名
	こども支援課 【総合支援係】 【相談係】	・ 【児・市】各種相談対応（養護、保健、障害（療育手帳の判定など）、非行、育成等） ・ 【市】在宅の子どもへの支援、要対協調整機関業務 ・ 【市】ショートステイ、養育支援訪問等の子育て支援事業 ・ 【児】施設や里親家庭で暮らす子どもへの支援	【総合支援係】 児福司、心理司、弁護士、保健師、警察OB、教員（指導主事）、教員OBなど19名 【相談係】 児福司、心理司、保健師、保育士など10名
	さとおや課	・ 【児】里親のリクルート、研修、マッチング、委託後支援等のフォスタリング業務	児福司、保健師等5名
	こども保護課	・ 【児】緊急・一時的に養育が必要な子どもに対する支援、調査等	児童指導員、看護師等22名
	総務課	・ 【児】子どもの措置費、医療費等にかかる事務 ・ 【児】センターの施設管理、総務管理業務等	事務職員4名

上記の外、嘱託の小児科医が週3日勤務＋連携医療機関の医師が交代で出務し医師を常時配置 16

● 明石こどもセンターと関係機関・関係部署との連携体制

児童相談所は専門性と権限を有する総合的子ども家庭支援機関として、母子保健や子育て支援担当部署と連携しつつ、リスクの程度に関わらず幅広く対応（市町村の子ども家庭総合支援拠点機能（要対調整機関）を内包）



● 相談の受付状況（暫定値）

1 相談種類別

	児童虐待	養護相談	保健相談	障害相談	非行相談	育成相談	その他	合計
2019年 4月～7月	195件	47件	3件	317件	8件	84件	7件	661件
(参考) 2018年度	382件	140件	0件	7件	6件	60件	0件	595件

2 児童虐待相談の内容別件数

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	合計
2019年 4月～7月	55件	44件	1件	95件	195件
(参考) 2018年度	87件	86件	6件	203件	382件

3 児童虐待相談経路別件数・割合（2019年4月～7月）

	警察等	近隣知人	学校等	児童福祉施設	家族	福祉事務所	親戚	保健所	児童本人	医療機関	その他	合計
件数	69件	43件	35件	9件	9件	7件	3件	3件	1件	1件	15件	195件
割合	35.4%	22.1%	17.9%	4.6%	4.6%	3.6%	1.5%	1.5%	0.5%	0.5%	7.7%	100.0%

(相談の受付状況の続き)

- 児童虐待相談の件数は4月から7月までの4か月間で195件で、昨年度中のすべての件数382件の5割を超え、通告や相談が増加傾向にある。
- 相談経路としては警察が最も多く、近隣知人、学校等が続く。全国の傾向と比べ、本市では学校等の占める割合が高いことが特徴（全国：7%（2017年速報値ベース）、本市：17.9%）
- 明石こどもセンター開設に伴い、市内の18歳未満の子どもに関しては市（明石こどもセンター）が療育手帳（※1）を交付できることとなり（※2）、診断から交付までの事務を一貫して実施。
 - （※1）知的障害をもつ方が各種の支援措置を受けやすくするため、児童相談所等で知的障害と診断した方に対して手帳を交付する制度
 - （※2）今年4月に本市の要望を踏まえて国の制度が改正され、児童相談所を設置する中核市においても療育手帳が交付できるようになった（制度改正前は都道府県と指定都市のみが交付可）
- このほか、市の家庭児童相談として、「あかし子育て応援ダイヤル」や「あかしこども相談ダイヤル」により、子育て相談やこどもからの相談にも対応している。

19

中核市の児童相談所としての特色ある取組

20

①母子保健との連携 ～すべての子どもの健康確認が可能～

こどもスマイル100%プロジェクトの取組

(平成26年度から実施)

乳幼児健診時の確認など

➢ 「こんにちは赤ちゃん事業」による家庭訪問（生後速やかに）
民生児童委員が子どもが生まれたすべての家庭を訪問

➢ 乳幼児健診

健診の種類	受診率（30年度）
4か月児健診	98.1%
1歳6か月児健診	97.3%
3歳6か月児健診	97.9%

➡ この機会に会えない場合は、子どもと接点を持ち得る関係機関（保育所、医療機関、生活福祉課等）と連携し確認

平成30年度は**262人**存在

保健師等による家庭訪問

①保健師が訪問（夜間・休日も）

- ・本プロジェクト実施に伴い保健師数を増
- ・13中学校区に14人を配置（うち1人は未受診家庭対応担当）

②地域の民生児童委員が訪問

- ・保健師が何度行っても不在の場合は近隣の民生児童委員に訪問を依頼

➡ **それでも会えない** → 平成30年度は**5人**存在

明石こどもセンターへ連携

➢ 入国管理局へ出国状況を確認するなど、さらに調査

すべての子どもの健康を100%確認

※なお、現時点で子ども確認のために児童手当の振込手続き停止を行った事例はない

すべての子どもの健康100%確認の意義

- 子どもを確認する = **子ども視点での支援**
- 支援を必要とする子どもの早期発見 = **虐待予防**
- **個々の状況に寄り添い、継続的な支援**へつながる

【健診未受診家庭への訪問後の対応】

訪問の結果、大半の家庭は勧奨に応じて健診を受診。また、養育上の課題が見受けられる場合は、必要な支援につなげている。

➢ 訪問の結果継続的支援につながった人数（30年度）

健診の種類	人数
4か月児健診	8人
1歳6か月児健診	18人
3歳児健診	6人

➢ 支援事例

- ✓ 子どもに発達上の課題が見受けられたため、保健相談対応を継続的に実施
- ✓ 支援者がおらず、強い育児不安が見受けられたため、育児支援家庭訪問を導入し、継続的に支援を実施
- ✓ 普段会うことが困難な要保護家庭世帯への介入のきっかけとなり、安否や養育状況の確認を実施

このほか、子育て世代包括支援センターにおいて**妊婦全数面接**も実施（担当保健師等6名配置）。
来所できない方に対しては家庭訪問で対応。

21

②学校現場との連携 ～保護中の通学も可能～

✓一時保護所からの**通学**（近いからこそできる）

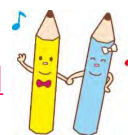
- ・子どもの生活なるべく変えない
- ・子どもの学習権の保障

***現に4月より、市の一時保護所から小中学校へ通学している**

✓虐待リスク確認の**チェックリスト作成**（教育委員会との協力体制）

- ・学校現場の担任教諭が気づくきっかけ
- ・虐待の恐れがあれば明石こどもセンターへ連絡するルール化

***現に学校からのチェックリストに基づく早期の連絡が増加**



22

③地域との連携 ～早期の気づきが可能～

あかし版 こども食堂

子どもの居場所であり「**気づきの拠点**」として位置づけ

- ・ **全28小学校区に開設** 計42か所で運営
- ・ **運営は市民**の活動 地域の会館や小学校で開催



- ✓ **児童相談所**の地区担当ケースワーカーが**こども食堂とつながる**
- ✓ こども食堂での**早期の気づきを活かす**
- ✓ まちの**みんなで子どもを応援**（見守り体制の強化）



23

④里親推進の取組 ～あかし里親100%プロジェクト～

児童相談所設置前から（平成29年～）、

すべてのこどもたちが、生まれ育った地域で安心して暮らせるよう、

- ・ **全28小学校区での里親配置**
- ・ 里親を必要とする**乳幼児の委託率100%**

の早期実現を目指して取り組む



【市が関わり、里親登録につながった実績】

● H29年度： **2組増**

● H30年度： **14組増**

（※取り組む前は1年に1～2家庭の新規登録に止まっていた）

現在37家庭

（今年度は18組程度増の予定（うち既に3組は登録済））

里親種別	登録家庭数
養育里親	33組
専門里親	1組
親族里親	3組
計	37組

24

(児童相談所設置前からの取組)

◆ 里親登録を増やす取組

- 市広報紙「広報あかし」での継続的な広報
- 明石市オリジナルポスターの製作・掲出
- 市独自の里親相談会の開催
- 里親出前講座の開催
- あかし里親啓発DVDの作成

◆ 市独自のきめ細かい里親支援の取組

「広報あかし」
2017年10月1日号



- 里親コンシェルジュによる支援
市の担当職員が「里親コンシェルジュ」として、先輩里親の紹介や諸手続きへの同行等、きめ細やかに支援。
- 研修受講時や初めて子どもを迎え入れる際の経済的支援
- 市内子ども関連施設の利用無料化
- 明石市職員の里親登録に向けた独自の休暇制度の創設
里親登録手続きに要する日時の職務専念義務の免除やボランティア里親、季節・週末里親として子どもを受け入れる際の休暇取得を認める

25

(児童相談所設置後の重点的な取組)

◆ あかし里親センターの開設

昨年度開設した「あかし里親相談室」（毎週水・金曜日開設）を発展させ、毎日専門スタッフが常駐する「あかし里親センター」を開設し、里親開拓や里親希望者・里親に対する相談対応を強化（公益社団法人家庭養護促進協会に運営委託）

◆ 「里親カフェ」の開催

里親への入口として、地域の方が里親を囲み、和やかな雰囲気の中で里親の経験を聞いたり、疑問に答えてもらう「里親カフェ」を、特に里親登録のない小学校区で重点的に開催（14回程度）

◆ 「ショートステイ里親」の重点的なリクルート

子ども・子育て家庭のニーズに応えるとともに、里親登録への心理的なハードルを下げるため、養育里親の1つのあり方として、2～3日の短期専門の養育里親を「ショートステイ里親」として明確に位置づけ、長期の養育里親とは区別してリクルート（今年8月からの取組）

今年度中に10組程度がショートステイ里親として登録見込



26

⑤「西日本こども研修センターあかし」との連携

～今年度からスタート～

- 厚生労働省の「虐待・思春期問題情報研修センター事業」として、**全国の子ども虐待対応機関の職員等を対象とした高度専門的な研修を明石市で実施**
- 横浜市の子どもの虹情報研修センターに次いで**全国2か所目**
- 2020年4月に**専用施設の竣工を予定（市児童相談所の隣接地）**
- 市の児童相談所とも連携し、より実践的な研修実施を目指す**



センター概要

- ◆ センター長 小林 美智子（前・子どもの虹情報研修センター長、小児科医）
- ◆ 事業内容 全国の子ども虐待防止に関わる関係機関等の主に指導的立場にある職員等を対象に高度専門的な研修を実施する
- ◆ 運営主体 一般財団法人あかしこども財団
- ◆ 運営体制 センター長、事務局長、研修企画専門員2名ほか

27

◆ 今年度の研修計画

- 2019年度は以下の研修を実施する予定。会場は市内の会議室等を活用
- 来年度以降は専用の研修施設を開設し、研修数を増やして実施予定

月	研 修 名
7月	オープン記念研修「“子ども視点”の支援のあり方」
9月	テーマ別研修
10月	児童相談所児童福祉司ｽｰﾊﾟｰﾊﾞｲｻﾞｰ研修（前期）
11月	児童養護施設職員指導者研修
12月	子どもの権利擁護を考える研修
1月	児童相談所児童福祉司ｽｰﾊﾟｰﾊﾞｲｻﾞｰ研修（後期）
2月	市区町村子ども家庭相談支援指導者研修
3月	一時保護所指導者研修

28

3. 都道府県（児童相談所）と市町村の連携

- ・市町と児童相談所協働による同行訪問の取組（鎌倉三浦地域児童相談所、鎌倉市）

市町と児童相談所協働による同行訪問の取組 神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所

○「同行訪問」提案の理由

1. 警察からの児童相談所への通告の増加
 2. その多くは、市町で対応することが適切であると判断される事例が多い。
- 市町のメリット(物理的な近さ、地域の資源の活用)を最大限活用することで対応することが可能。

令和元年度ケース(上半期)

ケース1	47.5%(1回の訪問で終結)
ケース2	27.5%(数回の訪問で終結)
ケース3	20%(市町中心継続ケース)
ケース4	5%(児相中心継続ケース)

○実施前の狙い(期待される効果)

1. 児童相談所と市町の間で、リスク・リソース・ニーズアセスメント合理的な役割分担がなされる。
2. 相互の専門性を共有し、OJTの機会となる。
3. 子どもの安全について共通理解を得やすく、お互いの虐待対応の進め方を学びあう機会になる。

○実施概要: 鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町の3市1町

平成26年度から市町との話し合いを開始。サインズ・オブ・セーフティーアプローチについての研修なども同時並行で実施して準備をする。
平成27年4月から実施し、平成29年度には警察からの通告の全体の25%程度で同行訪問を実施している。

※すべてのケースで訪問をしているわけではない。市町村による支援に繋がるかもしれない乳幼児がいる世帯には同行訪問をしている。

反対に、中高生がいる世帯の面前DV通告等には同行訪問を実施していない。

メリット

○児童相談所側

1. 市町とのやりとりがスムーズになった。
2. 市町村が実施しているサービスや情報をその場で伝えることができた。

○市町側

1. ケースの共有やその後の対応がスムーズになった。
2. 同行訪問から市町の相談に繋げることができた。

デメリット

○児童相談所側

1. 同行訪問するまでに調整の時間がかかる。
2. 経験年数の浅い児相職員の場合、現場で判断が付かない場合がある。

○市町側

1. 訪問が増えて、出張旅費増。業務負担増。
2. 超過勤務減少に向けた労働環境への逆行。

具体的な事例: DVで他県から転入。実母の夜間就労があり、子どもたちの時間に困り、実母は生活に困り、日中の就労に加えて、週2回の夜間の時間帯も過剰にいたケース。

→市との同行訪問実施し、夜間放置について改善を求めるだけでなく、市職員が児童扶養手当の要件の確認や、生活保護の紹介、生活困窮者支援制度に基づく相談を機関へ繋ぐこととした。結果、母は夜間の勤務を辞め、子どもの夜間放置はなくなった。さらに離婚調停の手続きを行っている。

以上の評価を踏まえて、令和元年度も所内の重点課題として市町との連携強化を掲げて同行訪問を継続中。

市町と児童相談所協働による同行訪問の取組（鎌倉市こどもみらい部こども相談課）

■鎌倉市と鎌倉三浦地域児童相談所との関わり

- ・鎌倉市では、市町村が通告窓口となった平成 17 年度以降、児童相談所（以下、「児相」）が受理したケースについて市への住基確認の際に、重複して市でもケース化している。（その他、直接市に通告が入る市ケースもあり）
- ・児相とのケース情報の共有（突合）は、市関係課を交えたものも含わせ、毎月開催。児相主体ケース、市主体ケースの情報について共有。
- ・平成 27 年度の同行訪問開始以降、家庭訪問への同行を実施。合わせて、児相ケースの保護者への面談への市職員の同席も行うなど、比較的、児相との連携がなされている。

■市が捉える同行訪問のメリット・課題（担当課所感）

○メリット

- ①初期段階から保護者と接触ができるため、ケースの状況をイメージしやすく、その後のケース管理を行いやすい。
- ②市職員が同行することで、市が保有する各種サービス（各種相談、ファミサポ、保育園、発達支援等）を直接案内でき、サービスにつながりやすい（市・児相職員ともに、各種サービスの内容を学ぶ機会ともなる）。
- ③今後、支援拠点として、家庭訪問等、ケースワーク的な関わりが増えることが見込まれる中、職員（非常勤相談員含む）の OJT になる。

⇒**具体的なサービスを直接案内ができるというメリットはもちろん、今後も様々な場面で当該家庭との関わりがあることを考えると、「市職員」として保護者と対面できることは大きなメリットとなると考えられる。**

○課題

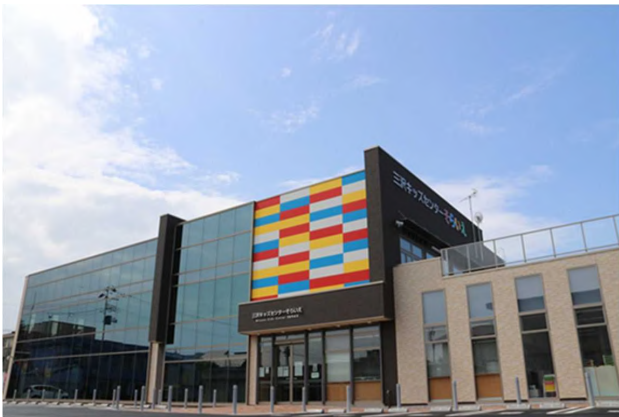
- ①ケース数が年々増加する中、入念な打ち合わせがなく、実施に至っている事例が多い。訪問時の、児相・市の役割分担、当該家庭に必要と思われるサービスの選定など、可能な限り調整を図った上で、訪問を行うべき。
- ②現状は、訪問後についても市と児相の役割分担が明確になされていない。「訪問をもって児相はケース閉止、その後市が家庭にアプローチし、一定期間状況確認を行う」「訪問時に児相から市への引継ぎを行う」など、役割・責任を明確にすべき。
- ③実態として、過去 2 年間の同行訪問事例の中で、同行訪問後に、市と保護者が継続してつながれなかった事例は少ない。保護者の面前で市からの連絡を約束するなど、具体的なアプローチ方法を確認する必要があると思われる。
- ④同行訪問した市の職員の印象が、各種サービスへのつながりや、ひいては、以後の市に對する印象面を左右する。訪問に際し、同行する市職員はその点を意識する必要がある。

⇒**左記のとおり、同行訪問の手法は有効と捉えている。ただし、訪問の効果を上げるためにも、役割・責任分担など、訪問実施前後での市と児相の入念な協議が必要と思われる。**

4. 市町村における児童虐待防止対策

- ・ 青森県三沢市
- ・ 小さな町の子ども家庭総合支援拠点（宮城県涌谷町）

青森県三沢市



青森県三沢市子育て支援課

1

地域の概要

- ①総人口 39,743人 (平成31年4月30日現在)
- ②世帯数 19,402世帯 (平成31年4月30日現在)
- ③児童数 6,514人 (平成31年4月30日現在)
- ④出生数 351人 (平成31年3月末)
- ⑤出生率 8.8% (平成31年3月末)
- ⑥高齢化率 25.5 % (平成31年4月30日現在)

面積：119.87平方キロメートル

(地勢)

当市は青森県の南東部に位置しており、東は太平洋に面し、西は小川原湖に臨んでいる。ラムサール条約に登録された「仏沼」をはじめとする豊かな自然に恵まれ三沢米軍基地があり、米軍人や軍属及びその家族が暮らす国際都市として発展している。また航空自衛隊もあり、全国有数の航空施設がある大空のまちである。



2

概況

- ・ 設置開始時期 平成31年4月
- ・ 設置名称
 - 三沢市子育て世代包括支援センター
 - 三沢市子ども家庭総合支援センター（市区町村子ども家庭総合支援拠点）
- ・ 設置場所 三沢市幸町1丁目7番7号
三沢市子育て支援課（三沢キッズセンターそらいえ内）
- ・ 実施
 - 事業形態 直営
 - 担当者 子育て支援課 家庭支援係
- ・ 組織改編 有（平成31年4月に機構改革により子育て支援課となり、母子保健の一部の機能を児童福祉部門に配置）

3

市区町村子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの両方の設置を整備した経緯

●平成30年4月 家庭福祉課内に子育て支援室を設置

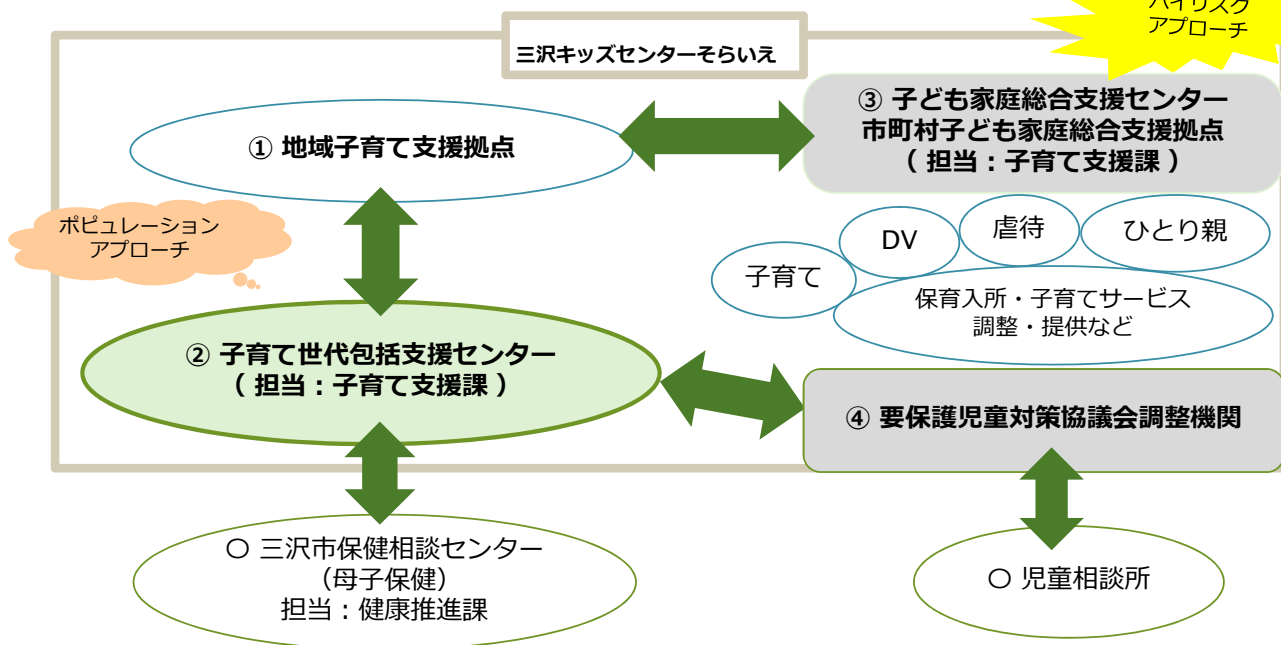
- ・ 次年度の**三沢キッズセンターそらいえ**の開設準備と同時に、市区町村子ども家庭総合支援拠点子育て世代包括支援センター立ち上げに向け、関係課と協議を開始。
※センター設置の準備と要対協調整担当者として、初めて児童福祉部門に保健師配置
- ・ 母子保健担当課との協議を重ねた結果、妊娠期からの児童虐待の未然防止の強化を図るため、拠点が母子保健の一部の機能を持つことで、母子保健・子育ての一体的なサービスの提供ができることを目的に現在の体制となった。

●平成31年4月 機構改革にて子育て支援課となる。

- ・ **三沢市子育て世代包括支援センター**
- ・ **三沢市子ども家庭総合支援センター**（市区町村子ども家庭総合支援拠点）設置
子育て支援課のほか、市内に4ヶ所ある地域子育て支援拠点のうち1ヶ所と、ファミリーサポートセンターの窓口を今年度からキッズセンターそらいえ内に設置し、子育て支援に係る機能を集約。

4

三沢キッズセンターそらいえの機能



5

遊戯室の様子



乳幼児エリア

七イベント
親子で短冊制作



受付職員による
読み聞かせ

6

サークル支援室の様子

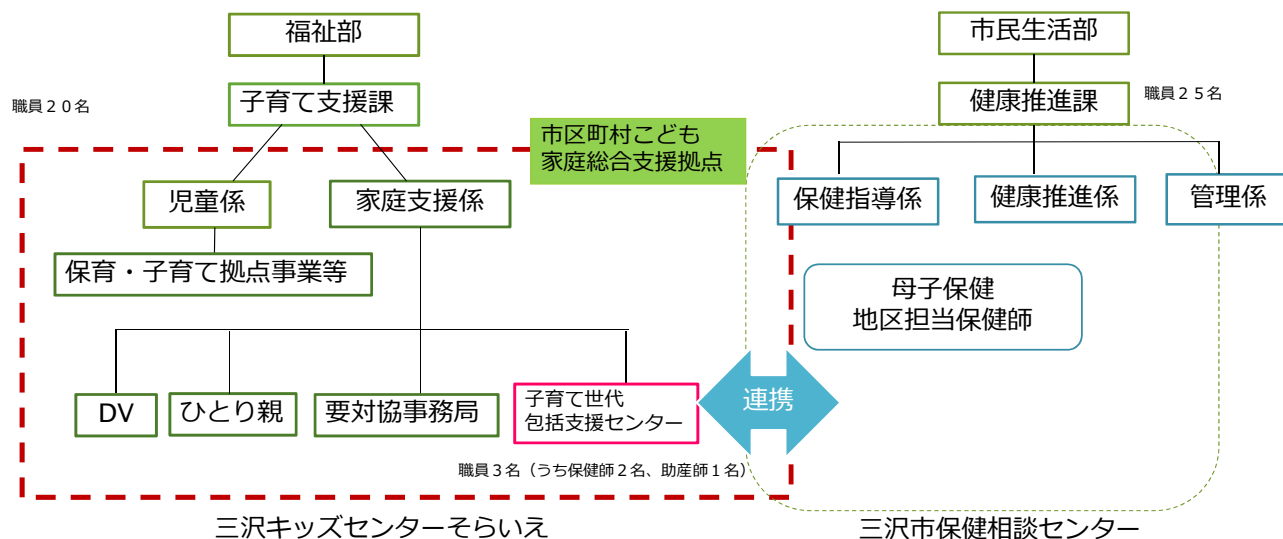


サークル支援室は、ハンドメイドのワークショップやベビーマッサージ、親子ヨガなど、サークル活動を行う方や団体に無料で貸し出ししています。

7

H31.4.1現在

組織図：三沢市：人口約39,000人（小規模A）



8

◆業務分担（市区町村こども家庭総合支援拠点 職員20名

所属・担当・職名	身分	所有資格	任用区分	
課長	正規		事務職	
課長補佐	正規		事務職	
要対協調整担当者	正規	保健師	保健師	△包括兼務
子ども家庭支援員	正規	社会福祉主事	事務職	
〃	正規	社会福祉主事・保育士	事務職	
子育て世代包括支援センター	正規	保健師	保健師	△拠点兼務
子育て世代包括支援センター	臨時職員	助産師	臨時助産師	△拠点兼務
家庭相談員	非常勤嘱託員		非常勤嘱託員	
家庭相談員	非常勤嘱託員	教員（要対協調整担当専門職）	非常勤嘱託員	
ひとり親担当	専任員		専任員	
父子・母子自立支援員	非常勤嘱託員	精神保健福祉士	非常勤嘱託員	
婦人相談員	非常勤嘱託員	社会福祉主事	非常勤嘱託員	
利用者支援員	非常勤嘱託員		非常勤嘱託員	
パート職員	非常勤職員		非常勤職員（2名）	
遊戯室保育士等	専任員・非常勤	保育士、教員	専任員(2名) 非常勤職員（3名）	

9

母子保健と市区町村こども家庭総合支援拠点の連携

子育て世代包括支援センター

①子育てケア会議（月1回）

- ・特定妊婦・産婦・子育て期の支援プラン該当者について母子保健担当課と情報共有し、今後の支援方針を検討。
- ・センターの運営状況についての確認など

②母子保健担当課とシステムでの妊娠届出や乳幼児健診等情報共有

妊娠期から子育て期までの妊産婦・乳幼児の継続的な状況の把握

③緊急時

- ・随時情報の共有、必要時は拠点へ情報提供し、ケース会議を開催。

④要対協実務者会議に参加（月1回）

- ・特定妊婦の情報提供など

⑤受理会議への参加（必要時）

市区町村こども家庭総合支援拠点

①情報の共有・対応・役割分担

- ・虐待通告後、受理会議を行い、調査のため、母子保健担当課にケースの乳幼児健診等情報提供を依頼。
- ・要保護児童等については、地区担当保健師と随時情報共有。
- ・拠点や子育て支援拠点で把握した育児負担や養育に不安がある等のケースについては、包括や地区担当保健師に関わりについて確認し、対応について検討。

②特定妊婦について

- ・包括で母子健康手帳の発行をすることになり、特定妊婦について早期に把握できるようになり、妊娠期から介入方法について検討できる体制になった。

③要保護児童等の早期把握・支援

市内の小中学校、各幼稚園・保育所・認定こども園へ訪問し、継続的に現状を把握する。

10

児童相談所・関係機関との連携

児童相談所

- ①青森県が作成した市町村と児童相談所の機関連携対応方針に基づき、常に連携・ケースについての情報共有・対応の協議。主担当機関を決め、対応している。
- ②要対協実務者会議にて、児童相談所や市が対応したすべてのケースについて情報共有
- ③個別ケース検討会議
 - ・随時開催

関係機関

- ①母子保健においても市町村と児童相談所の機関連携対応方針に基づき、市区町村こども家庭総合支援拠点と協議し、児相へ直接通告する場合もある。
- ②要対協の活用
 - 今年度より実務者会議に児童相談所・保健・福祉・教育部門のほか子育て世代包括支援センター、警察、スクールソーシャルワーカーを入れたことにより、地域でのケースの把握がしやすくなった。また児童相談所、警察との連携も強化された。
- ③園・学校との連携
 - ・学校等訪問事業（年1回）実施により、要支援児童等のほかに、発達が心配な児童、ひとり親等の状況を把握できるようになり、保護者に対して必要な支援につなげている
 - 長期欠席者（不登校等）については、学校が児童に会えない場合は、拠点で安否確認を実施し、登校促しを実施。メンタルのケアが必要な場合は、地区担当保健師につないでいる。また教育委員会が実施している会議に参加し、長期欠席者（不登校等）について把握できるようになった。
- ④他自治体との連携
 - 転出先に養育が心配なケースについては情報提供、必要時はケース移管をしている。他県に住所があって居所不明が疑われる児童について、連携しながら随時対応している。

11

子育て世代包括支援センター・市区町村こども家庭総合支援拠点について一体的に設置したことによる効果

- ・これまで母子健康手帳の交付は母子保健担当課で行っていたが、子育て世代包括支援センター開設とともに拠点が母子保健の一部の機能をもつことにより、今まで把握ができなかった特定妊婦（リスクの高い妊婦を含む）の早期把握ができるようになり、包括を中心に母子保健担当課と介入について検討できるようになり、一体的に継続して対応が可能になった。
- ・乳幼児健診や予防接種などの履歴をシステムで共有できるようになり、情報収集しやすくなった。
- ・要保護児童対策協議会の調整機関として、ケースに応じ関係機関間の調整や協力の要請など、迅速な対応が可能となった。
- ・遊戯室や一時預かりを利用される方で、虐待の疑いや育児への困り感が強いなどのケースを把握したときには、保健師、助産師、保育士などの対応が可能となったことで、虐待の未然防止へとつなげることができる。
- ・月に2回、子育て相談を開催し、子どもの身長・体重計測をはじめ、保健師、助産師からのアドバイスなど、さらには利用者同士の仲間（ママ友）づくりやさまざまな支援団体がそらいえに集まり、イベントを開催するなど地域交流の場にもなっている。
- ・子ども子育て支援に係る窓口が一本化（ワンストップ）され、関係機関との連携はもちろん、子育て世帯のそれぞれのニーズに応じた支援の提供が可能となった。

12

今後の課題

○市民への周知

・三沢市子育て世代包括支援センターと市区町村こども家庭総合支援拠点について、市民への周知が今後課題である。市民のセンターへの認知度が低く、どのような役割をしているのか、市民に分かりやすい周知方法の検討や気軽に相談できるような体制づくりが必要である。

小さな町の 子ども家庭総合支援拠点

宮城県涌谷町 福祉課子育て支援室



宮城県涌谷町は
財政非常事態宣言を
した町です！

- ①面積: 82.08 km²
- ②人口: 16,485人(平成31年4月1日現在)
- ③児童数: 2,147人(平成31年4月1日現在)
※18歳未満の人口
- ④出生数: 84人(平成31年度)
- ⑤類型(小規模等): 小規模A型

○町長の公約は **子育て支援！**

○平成29年4月に福祉課に子育て支援室を新設

全員未経験者

平成29年4月配置職員

	正職員	臨時職員
室長(事務職)	1名	
事務職	2名	
保健師	1名	
社会福祉士(常勤)		1名

子育て支援室の業務

【主な業務】

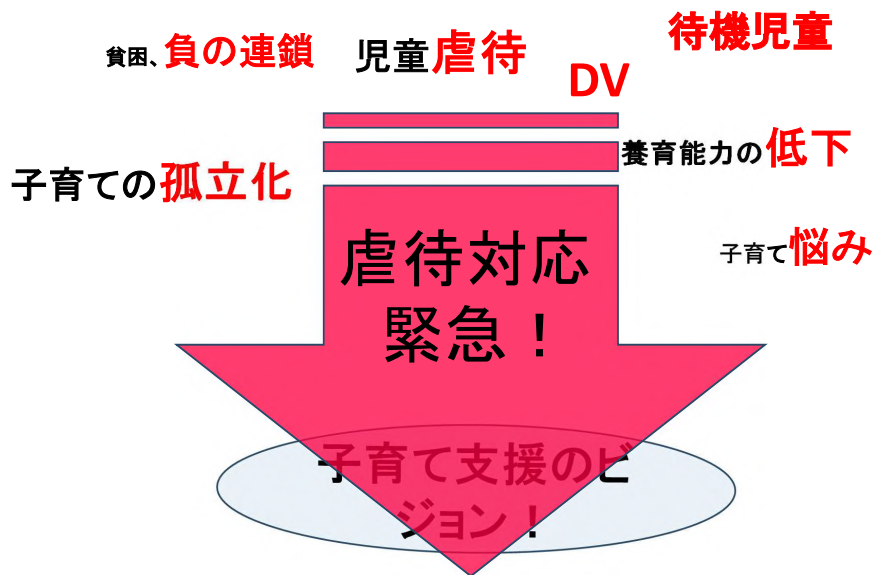
- ・子育て支援の総合的な企画及び調整
- ・保育園、幼稚園の入園、料金等
- ・町立保育園の管理
- ・児童館、学童クラブの管理
- ・児童手当、児童扶養手当、子ども医療費助成等

・児童福祉、児童虐待、要保護児童対策地域協議会に関すること等

保育園

放課後学
童クラブ

児童館



だから

子ども家庭総合支援拠点

しかし

人が足りない！

スキルが足りない！

どんな支援ができるの？



人が足りない！



専門職の配置

- 業務量と虐待対応の見える化

- チェックリストによる啓発

- 補助金の活用

スキルが足りない！



とにかく研修

- 児童相談所から支援（スーパーバイザー派遣による研修、ケース会議への出席依頼、同行訪問等）

- 市町村アカデミー研修・調整担当研修・各種研修

- 拠点の体制、要綱検討

どんな支援ができるの？

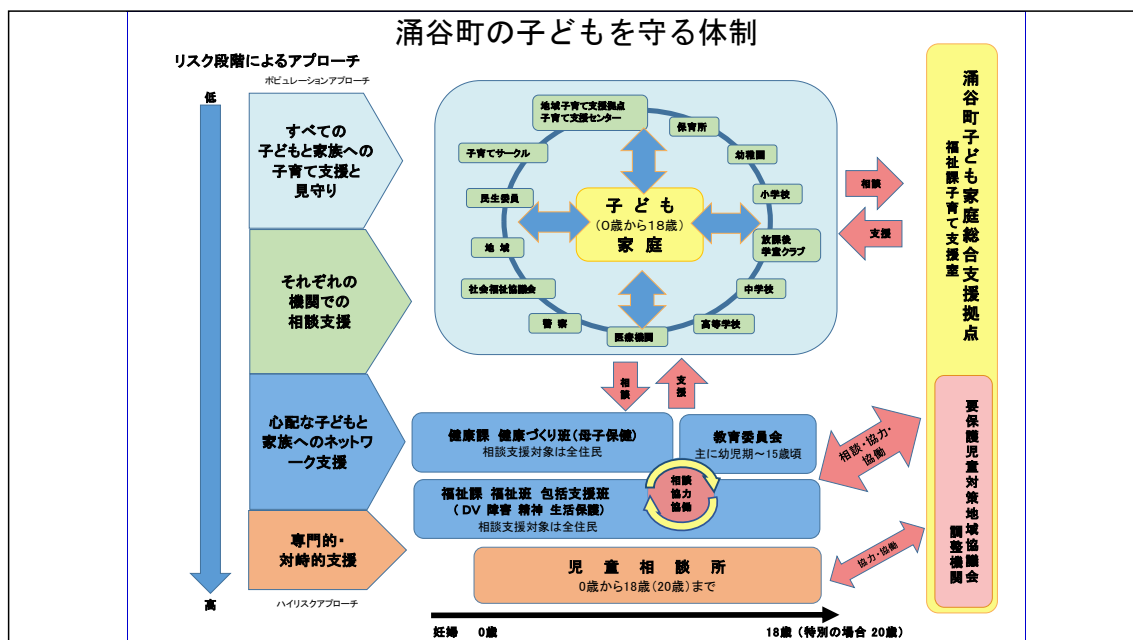


社会資源の把握

・子育て支援計画進捗
状況管理

・ガイドブックの作成

・事務職と情報共有





ないなら整備しちゃおう！ ➡ **必要な
社会資源を整備**

- 待機児童31人⇒1人

- 全放課後児童クラブ
6年生まで(R2から)

- 保育所利用料、幼稚園利用
料等負担軽減

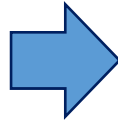
- 子ども医療費18歳まで無償

- 幼稚園で給食配食開始・
一時預かり保育拡充

- 生活困窮世帯の放課後学び
サポート事業誘致

- わくや子育て応援団結成
(ファミリー・サポート
センター事業)

チームで支援！



部署間、機関との
連携

- ・母子手帳交付時から蓄積された母子健康記録の活用

- ・ケースに応じて関係部署と同行訪問

- ・各小中学校、幼、保育所から定期的な情報提供

- ・児童手当など、あらゆる手続の機会を捉えて声がけ

- ・小学校、中学校主催のケース会議への出席

- ・子育て世代包括支援センター設置のあり方検討

大切なのは

想いをひとつに

改めて考える 子ども家庭総合支援拠点の意義

拠点の看板の元

- ・補助金を活用して専門職の配置
- ・子育て家庭だけでなく他部署、関係機関の拠り所
- ・児童相談所とWin-Winな関係構築

連携による予防

拠点スタートアップアドバイザーとして

- ・他市町村に拠点があるとより「面で支援」ができる

さらに 涌谷町の拠点が目指すもの

子ども自身の安全行動と
支えるネットワーク

子どもの主体性と変容

家族の愛着形成への支援

家族の主体性と変容

町の子どもは町で守り育てる！

地域の主体性と変容



目標は、
「みんなで育てようわくやっこ！」

子ども家庭総合支援拠点

子ども家庭総合支援拠点の設置促進のための制度への要望

拠点の補助金に関して

- ・国補助金(1/2)＋県補助金導入のしくみを
- ・相談業務の効率化→ICTの導入→導入時100%補助を
- ・人件費補助は、地方交付税ではなく、直接交付の補助金へ

連携に関して

- ・児童相談所、警察との情報共有→ネットワークシステムの導入

実は、涌谷町はすごい町なんです！

健康と福祉の丘のある町

30年前から地域包括医療・ケアシステムを実施



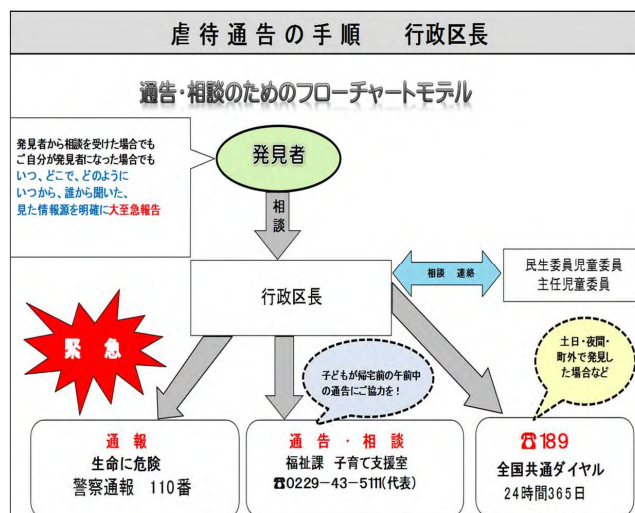
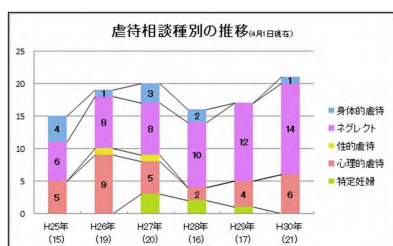
令和元年5月 日本遺産に登録
日本の金の発祥の聖地



資料編

業務量、虐待対応の見える化

例えばこんな・・・資料



例えばこんな・・・資料

子育て支援室

平成30年度 相談・虐待受付対応 集計表

例えばこんな・・・資料

	対応総数	分類				対応時間 (分)	対応時間 (時間)	養育支援協 同(数値)	ケースの分類 (利用希望)
		1:相談	2:報告	3:虐待	4:会議				
4月	104	89	8	4	3	2,380	39.67	18	4
5月	114	92	10	0	12	2,350	39.17	16	3
6月	114	98	8	4	2	2,438	40.63	17	2
7月	98	82	9	4	3	1,870	31.17	17	1
8月	89	70	4	8	5	1,840	30.67	20	4
9月	117	81	12	17	7	3,005	50.08	17	2

浦谷町子ども家庭総合支援拠点の対応世帯状況

NO	受理	種別	虐待者	世帯状況		人数	子ども		関係機関					
				形態	課税状況		症状	幼	保	小	学童	中	高校	児相
1	H21	ネグレクト	母	母子	生活保護	6名	リストカット・非行			○		○	○	
2	H22	心理的	母	母子	非課税	2名	自閉症	○						○
3	H23	ネグレクト・不登校	母	母子	非課税	2名	不登校	○				○		
4	H25	心理的	父		非課税	2名	おびえ・精神不安定		○					○
5	H26	ネグレクト	母		課税	4名	食事与えられず・不衛生・不登校ぎみ		○	○		○		
6	H27	ネグレクト	母		未申告	5名	経過観察	○		○				
7	H27	ネグレクト	母		非課税	4名	母の精神状態経過観察		○	○				
8	H27	ネグレクト	母	母子	非課税	2名	夜間放置			○	○			

現在の職員の配置
と部署間の連携

事務職正職1名、臨時職2名、正職社会福祉士1名、非常勤教職1名増

平成31年4月配置職員		
	正職	臨時職員
室長 事務職)	名	
事務職	3名	1名
社会福祉士	1名	
保健師	名	
教員退職者 非常勤)		1名
事務職員 常勤)		2名

浦谷町子育て世代包括支援センターの組織図

